

# 官報

號外 昭和十三年三月二日

## ○第七十三回 衆議院議事速記録第二十號

昭和十三年三月一日(火曜日)

午後一時三十五分開議

議事日程 第十九號

昭和十三年三月一日

午後一時開議

第一 石油資源開發法案(政府提出)

第一讀會

第一 権太地方鐵道補助法中改正法律  
(政府提出)

第一讀會

第三 昭和十二年法律第九十二號中改  
正法律案(輸出入品等ニ關スル臨時  
措置ニ關スル件)(政府提出、貴族院  
送付)

第一讀會

第四 日滿司法事務共助法案(政府提  
出、貴族院送付)

第一讀會

第五 民法中改正法律案(政府提出、貴  
族院送付)

第一讀會

第六 民事訴訟法中改正法律案(政府  
提出、貴族院送付)

第一讀會

第七 外國裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法  
中改正法律案(政府提出、貴族院送  
付)

第一讀會

第八 東洋拓殖株式會社法中改正法律  
案(政府提出)

第一讀會

第九 檢察權行使ニ關スル建議案(齊  
藤隆夫君外九名提出)

提出者  
辯護士法中改正法律案

紅露 昭君

官報號外

昭和十三年三月二日

衆議院議事速記録第二十號

議長ノ報告

○議長(小山松壽君) 諸般ノ報告ヲ致サセ

マス

〔書記官朗讀〕

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

職業紹介法改正法律案

〔以上三月一日提出〕

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ 參照ノ爲  
茲ニ掲載ス〕

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
(第二號)昭和十二年度歲入歲出總豫算追  
加案

〔特第一號〕昭和十二年度各特別會計歲入  
歲出豫算追加案

〔追第一號〕豫算外國庫ノ負擔トナルベキ  
契約ヲ爲スヲ要スル件

〔以上二月二十六日提出〕

東洋拓殖株式會社法中改正法律案

〔臨第一號〕臨時軍事費豫算追加案

〔以上二月二十八日提出〕

利根川治水根本對策ニ關スル建議案

〔以上二月二十六日提出〕

我孫子佐原間鐵道電化ニ關スル建議案

〔以上二月二十六日提出〕

久留米驛ヨリ植木ヲ經テ熊本驛ニ至ル鐵  
道敷設ニ關スル建議案

〔以上二月二十六日提出〕

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

〔大正二年法律第九號中改正法律案(裁判  
所管轄區域ニ關スル件)〕

〔以上二月二十六日提出〕

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

〔以上二月二十六日提出〕

〔以上二月二十六日提出〕

〔以上二月二十六日提出〕

郡市町村農會並森林組合等ニ林業技術員  
設置助成ニ關スル建議案  
提出者 山川賴三郎君 西川貞一君

盛金石間鐵道速成ニ關スル建議案  
提出者 馬岡次郎君

腐朽陸軍病院改築ニ關スル建議案  
提出者 井上良次君 河合義一君

學校看護婦職制定ニ關スル建議案  
提出者 志賀和多利君 泉國三郎君

春秋橫斷鐵道敷設ニ關スル建議案  
提出者 森田重次郎君 小笠原八十美君

石炭配給國營ニ關スル建議案  
提出者 伊藤五郎君

國道九號線三國峙改修ニ關スル建議案  
提出者 信太儀右衛門君 土田莊助君

森水留三郎君 今成留之助君

增田義一君 小柳牧衛君

松井郡治君 佐藤與一君

松木弘君 加藤知正君

篠原義政君 藤井浩然君

清水留三郎君 今成留之助君

増田義一君 小柳牧衛君

松井郡治君 佐藤與一君

松木弘君 加藤知正君

篠原義政君 藤井浩然君

清水留三郎君 今成留之助君

增田義一君 小柳牧衛君

松井郡治君 佐藤與一君

松木弘君 加藤知正君

篠原義政君 藤井浩然君

清水留三郎君 今成留之助君

增田義一君 小柳牧衛君

松井郡治君 佐藤與一君

松木弘君 加藤知正君

篠原義政君 藤井浩然君

清水留三郎君 今成留之助君

增田義一君 小柳牧衛君

大牟田市ニ區裁判所設置ニ關スル建議案  
提出者 井上良次君 河合義一君 鶴物市君  
營養食配給ニ關スル建議案  
提出者 井上良次君 河合義一君  
腐朽陸軍病院改築ニ關スル建議案  
提出者 井上良次君 河合義一君  
盛金石間鐵道速成ニ關スル建議案  
提出者 馬岡次郎君

明治二十五年三月三十日  
第三種臨便物認可



〔齋藤隆夫君登壇〕

○齋藤隆夫君 諸君、今ヤ我國ハ東亞ニ於ケル空前ノ事難ニ直面シ、此事難ヲ克服シテ國家ノ目的ヲ貫徹スルガ爲ニ、精神界、物質界、其他有ユル方面ヲ通ジテ國民的全能力ヲ發揮シテ居ルノデアリマス、隨テ此帝國議會モ亦主トシテ此重大目的ヲ達スル必要條件ヲ整備シ、以テ國民代表ノ大任ヲ果スガ爲ニ、銳意精進シツ、アルコトガ今日ノ現狀デアルノデアリマス(拍手)此時ニ當リマシテ、吾々ハ最近司法部ノ一角ニ起リタル事件ヲ因トシテ此決議案ヲ提出シ、檢察權ノ濫用、人權蹂躪ノ責任ヲ糺シ、併セテ政府當局ニ向ツテ一大警告ヲ加ヘネバナラヌコトハ、甚ダ遺憾ノ次第デアリマスルガ(拍手)是亦國家ノ爲ニ萬己ムヲ得ナイ次第デアリマス、人權ノ尊重セネバナラスコトハ、今更議論ヲ試ムルノ必要ハナイ、昔時野蠻未開ノ時代、封建時代、人間ノ人格ヲ認メナイ、國民ヲ奴隸視セル時代ハ別ト致シマシテ、苟モ文明國、殊ニ立憲法治國ノ下ニ於キマシテハ、人權ノ保障ハ憲法ノ明文トナリ、法律ノ規定トナツテ現レテ居ルノデアリマス、曰ク「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁間處罰ヲ受クルコトナシ」是ハ憲法ノ規定デアリマス、曰ク「被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムルカ爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可カラス」、是ハ舊刑事訴訟法ノ規定デアリマス、曰ク「被告人ニ對シテハ丁寧深切ヲ旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ」、是ハ現行刑事訴訟法ノ規定デアリマス、曰ク「裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ行スル」、是ハ現行法ノ規定デアリマス、曰ク「被告人ニ對シテハ丁寧深切ヲ旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ

御承知ノ如ク此事件ハ、曩ニ東京地方裁判所ノ刑事部ニ於キマシテ、我國ノ裁判史上ニ於テハ固ヨリ、恐ラク世界ノ裁判史上ニ於テ類例ノナイ、實ニ二百六十幾回ノ公判ヲ重ネマシテ、極メテ綿密ナル審理ヲ遂ゲ、斯ル證據方法ヲ檢討セラレマシタ結果、

ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」是ハ現行刑法ノ規定デアルノデアリマス、斯ノ如ク人權ノ保障ハ憲法及び法律ノ規定ヲ以テ確メラレテ居ルニ拘ラズ、犯罪ヲ檢舉シ、被疑者ヲ訊問スル職權ヲ與ヘラレテ居リマスル所ノ檢察當局ノ間ニハ、動モスレバ此規定ヲ無視スル、此精神ヲ忘却シテ非理不法ノ手段ヲ以テ虛偽ノ事實ヲ捏造シ、無辜ノ良民ヲ斷罪ノ對象ト爲スノミナラズ、甚シキニ至ツテハ密ニ外間ノ惡勢力ト結託シテ、上ハ陛下ノ信任ヲ辱ウシ、下ハ國民ノ支持ヲ受クル内閣倒壊ノ陰謀ヲ爲シタリマシトノ疑マデモ受クルニ至ツテハ、檢察權ノ威信失墜、立憲法治國ノ恥辱、之ニ過グルモノハナイノデアリマス(拍手)問題トナリマシタ所ノ帝人事件、是ハ他ノ事件ト比ベマスルト一種ノ特異性ヲ持ツテ居ルノデアリマス、此事ハ後ニ言及スル積リデゴザイマスルガ、此帝人事件ニ付キマシテハ、過日來本會議場ニ於テ、又豫算委員會ニ於テ政府當局ニ對スル質問トナツテ現レテ居ルノデアリマス、併ナガラ此事件ニ對スル我ガ衆議院ノ意思ハ、マダ表白セラレテ居ラナイノデアリマス、吾々ハ斯ノ如キ事件ヲバ唯一場ノ質問ニ止メテ、其他一切ヲ葬リ去ルト云フコトハ、決シテ人權問題ヲバ解決スル所以ニアラズト思料致シマシタニ依ツテ、茲ニ此決議案ヲ提出スルニ至ツタ次第デアリマスルニ止メテ、其他一切ヲ葬リ去ルト云フコトハ、決シテ人權問題ヲバ解決スル所以ニアラズト思料致シマシタニ依ツテ、茲ニ此

此事件ノ發端以來三年八箇月、即チ去ル一月十六日ニ、被告全部ニ對シテ無罪ノ判決ガ言渡サレタノデアリマス、而シテ此判決

ニ對シテハ、檢事モ控訴ノ理由ヲ見出スコトガ出來ズシテ、上訴權ヲ拋棄シ、今日ハ既ニ是方確定判決トナツテ居リマス、隨テ此

判決ニ現レテ居ル所ノ事實ト理由ニ付キマシテハ、最早何人ト雖モ異論ヲ挾ムコトハ出來ナイノデアル、然ル所私ハ此事件ノ公判記錄ヲ一讀シ、又判決文ヲ一讀致シマシテ、實ニ驚ケベキ事實ヲ發見シテ居ルノデアリマス、苟モ今日立憲法治國ノ下ニ於テ、

月十六日ニ

來ル、此四ツノ罪名ヲ以テ十六名ノ人々ガ

檢舉セラレタ、此中ニハ二名ノ前大臣ガア

リ、數名ノ高等官ガアリ、其他有力ナル實業家ヲ合セテ十六名ノ者ガ檢舉ヲセラレタ、殊ニ其中ノ二名ハ畏クモ陛下ノ勅裁ヲ得テ起訴シタモノデアリマス、是ガ爲ニ一時政界、官界及ビ財界ニ異常ナ衝動ヲ與ヘタコトハ、今尙ホ吾々ノ記憶ニ新ナル所ニ對シテハ、虛偽ノ事實ヲ捏造スルガ爲ニ、被告人ヲ強要シテ自白ヲ求ムル、恐嚇詐言ヲ用ヒ、甚シキニ至ツテハ、問題トナリマシテアリマス、而シテ係檢事ガ此事件ノ取調ヲ爲スニ當リマシテ、第一ニ起リマシク問題ガ人權蹂躪デアリ、自白ノ強要デアルノ地方裁判所ノ檢事局ニ於キマシテ、斯ノ如キ不都合千萬ナル罪惡ガ行ハル、ニ至ツテ殊ニ全國ノ模範トナラネバナラス所ノ東京地方法院ニ於キマシテ、斯ノ如キ不都合千萬ナル罪惡ガ行ハル、ニ至ツテハ、國政監督ノ責任アル吾々ニ於テハ、斷ジテ之ヲ看過スルコトハ出來ナイ、(拍手)併シ私ハ今日此處ニ於テ是等ノ事實ヲ詳細ニ語ラントスル者デハナイ、之ヲ語ルニハハ、國政監督ノ責任アル吾々ニ於テハ、斷ジテ之ヲ看過スルコトハ出來ナイ、(拍手)併シ私ハ今日此處ニ於テ是等ノ事實ヲ詳細ニ語ラントスル者デハナイ、之ヲ語ルニハハ、國政監督ノ責任アル吾々ニ於テハ、斷

ジテ之ヲ看過スルコトハ出來ナイ、(拍手)併シ私ハ今日此處ニ於テ是等ノ事實ヲ詳細ニ語ラントスル者デハナイ、之ヲ語ルニハハ、國政監督ノ責任アル吾々ニ於テハ、斷

ジテ之ヲ看過スルコトハ出來ナイ、(拍手)

斯ス、此事ハ第六十六議會及ビ第六十七議會ニ於テ貴族院ニ於テモ問題トナリ、又此衆議院ニ於キマシテモ、本會及ビ豫算委員會ニ於ケル問題トナツテ、政府ニ對スル質問トナリ、攻撃トナツタノデアリマス、而シテ當時ノ司法大臣ハ種々ノ辯解ヲ爲シタノミナラズ、事件ノ犯罪性ニ對スル自己ノ確信マダモ披瀝シタノデアリマスガ、今日ヨリ考ヘテ見マスト、此辯解ト確信ハ全然裏切ラズ、事件ノ犯罪性ニ對スル自己ノ確信

ゴザイマシテ、茲ニ内閣總辭職ノ暉ガ生レ出  
タノデアル、併ナガラ苟モ國民ノ支持ヲ受ケ  
テ居リマスル所ノ内閣、殊ニ非常時局ヲ背負シ  
テ立ツテ居リマスル所ノ内閣ガ、數名ノ高等官ガ  
犯罪ノ嫌疑ニ依ツテ檢舉セラレタト云フ、此  
一事ヲ以テ直チニ辭職ヲスト云フガ如キ  
コトハ、餘リニモ輕率デアリ、餘リニモ無責  
任デアルト云フノデ、暫ク形勢ノ推移ヲ見  
ル、即チ事件ノ進行ニ伴テ、少クトモ豫察ノ  
調ニ依ツテ、犯罪ノ事實ガ一應明ニナッタ其  
時ニ於テ、内閣ノ進退ヲ決スルト云フコト  
ニ相成シテ居ツタノデアリマス、所ガ奇怪千  
萬ニモ公判記錄ノ明記スル所ニ依リマスト、  
其當時カラ或ル方面ニ於テ内閣倒壊ノ陰謀  
方行ハレテ居ル、殊ニ或處ニ事務所マデモ  
設ケテ、相當ノ運動費ヲ擁シテ盛ニ策動シ  
テ居ル、而シテ其中ニハ社會ニ知ラレテ居  
ル所ノ公人モアレバ私人モアル、是等ノ人々  
ガ五月二十一日頃ニヘ必ズ齋藤内閣ハ倒壊  
スル、斯ウ云フコトヲ放送シテ居リマス、何  
ガ故ニ、何ニ基イテ、斯ウ云フヤウナ放送ヲ爲  
スノデアルカト云フコトハ分ラナカッタノ  
デアリマスガ、丁度其五月十九日ニナッテ大  
藏省ニ手ガ入ッタ、五月十九日ニハ大藏次官  
ノ黒田英雄氏ガ勾引セラレ、二十日ニハ相  
田、大野ノ兩事務官ガ勾引セラレ、翌二十  
一日ニハ大久保銀行局長ガ勾引セラレタ、  
斯ノ如ク大藏省ノ檢舉ト此陰謀團トノ豫言  
ガ期セズシテ一致スルト云フコトハ、抑、何  
ヲ物語ツテ居ルノデアルカ、併ナガラ先程申  
シマシタヤウナ理由ニ依ツテ、齋藤内閣ハ  
中々辭職ヲシナイ、ソコデ第二ノ事實ガ製  
造セラレタノデアル、是ガ問題トナリマシ  
タ所ノ歎願書デアリマス、前大藏次官黒田  
英雄氏ガ時ノ檢事正ニ宛タル所ノ歎願書

デアル、此歎願書ニハドウ云フコトガ書イ  
テアルカト云フト、黒田次官ハ帝人會社カ  
テ立ツテ居リマスル所ノ内閣ガ、數名ノ高等官ガ  
犯罪ノ嫌疑ニ依ツテ檢舉セラレタト云フ、此  
一事ヲ以テ直チニ辭職ヲスト云フガ如キ  
コトハ、餘リニモ輕率デアリ、餘リニモ無責  
任デアルト云フノデ、暫ク形勢ノ推移ヲ見  
ル、即チ事件ノ進行ニ伴テ、少クトモ豫察ノ  
調ニ依ツテ、犯罪ノ事實ガ一應明ニナッタ其  
時ニ於テ、内閣ノ進退ヲ決スルト云フコト  
ニ相成シテ居ツタノデアリマス、所ガ奇怪千  
萬ニモ公判記錄ノ明記スル所ニ依リマスト、  
其當時カラ或ル方面ニ於テ内閣倒壊ノ陰謀  
方行ハレテ居ル、殊ニ或處ニ事務所マデモ  
設ケテ、相當ノ運動費ヲ擁シテ盛ニ策動シ  
テ居ル、而シテ其中ニハ社會ニ知ラレテ居  
ル所ノ公人モアレバ私人モアル、是等ノ人々  
ガ五月二十一日頃ニヘ必ズ齋藤内閣ハ倒壊  
スル、斯ウ云フコトヲ放送シテ居リマス、何  
ガ故ニ、何ニ基イテ、斯ウ云フヤウナ放送ヲ爲  
スノデアルカト云フコトハ分ラナカッタノ  
デアリマスガ、丁度其五月十九日ニナッテ大  
藏省ニ手ガ入ッタ、五月十九日ニハ大藏次官  
ノ黒田英雄氏ガ勾引セラレ、二十日ニハ相  
田、大野ノ兩事務官ガ勾引セラレ、翌二十  
一日ニハ大久保銀行局長ガ勾引セラレタ、  
斯ノ如ク大藏省ノ檢舉ト此陰謀團トノ豫言  
ガ期セズシテ一致スルト云フコトハ、抑、何  
ヲ物語ツテ居ルノデアルカ、併ナガラ先程申  
シマシタヤウナ理由ニ依ツテ、齋藤内閣ハ  
中々辭職ヲシナイ、ソコデ第二ノ事實ガ製  
造セラレタノデアル、是ガ問題トナリマシ  
タ所ノ歎願書デアリマス、前大藏次官黒田  
英雄氏ガ時ノ檢事正ニ宛タル所ノ歎願書

デアル、此歎願書ニハドウ云フコトガ書イ  
テアルカト云フト、黒田次官ハ帝人會社カ  
テ立ツテ居リマスル所ノ内閣ガ、數名ノ高等官ガ  
犯罪ノ嫌疑ニ依ツテ檢舉セラレタト云フ、此  
一事ヲ以テ直チニ辭職ヲスト云フガ如キ  
コトハ、餘リニモ輕率デアリ、餘リニモ無責  
任デアルト云フノデ、暫ク形勢ノ推移ヲ見  
ル、即チ事件ノ進行ニ伴テ、少クトモ豫察ノ  
調ニ依ツテ、犯罪ノ事實ガ一應明ニナッタ其  
時ニ於テ、内閣ノ進退ヲ決スルト云フコト  
ニ相成シテ居ツタノデアリマス、所ガ奇怪千  
萬ニモ公判記錄ノ明記スル所ニ依リマスト、  
其當時カラ或ル方面ニ於テ内閣倒壊ノ陰謀  
方行ハレテ居ル、殊ニ或處ニ事務所マデモ  
設ケテ、相當ノ運動費ヲ擁シテ盛ニ策動シ  
テ居ル、而シテ其中ニハ社會ニ知ラレテ居  
ル所ノ公人モアレバ私人モアル、是等ノ人々  
ガ五月二十一日頃ニヘ必ズ齋藤内閣ハ倒壊  
スル、斯ウ云フコトヲ放送シテ居リマス、何  
ガ故ニ、何ニ基イテ、斯ウ云フヤウナ放送ヲ爲  
スノデアルカト云フコトハ分ラナカッタノ  
デアリマスガ、丁度其五月十九日ニナッテ大  
藏省ニ手ガ入ッタ、五月十九日ニハ大藏次官  
ノ黒田英雄氏ガ勾引セラレ、二十日ニハ相  
田、大野ノ兩事務官ガ勾引セラレ、翌二十  
一日ニハ大久保銀行局長ガ勾引セラレタ、  
斯ノ如ク大藏省ノ檢舉ト此陰謀團トノ豫言  
ガ期セズシテ一致スルト云フコトハ、抑、何  
ヲ物語ツテ居ルノデアルカ、併ナガラ先程申  
シマシタヤウナ理由ニ依ツテ、齋藤内閣ハ  
中々辭職ヲシナイ、ソコデ第二ノ事實ガ製  
造セラレタノデアル、是ガ問題トナリマシ  
タ所ノ歎願書デアリマス、前大藏次官黒田  
英雄氏ガ時ノ檢事正ニ宛タル所ノ歎願書

デアル、此歎願書ニハドウ云フコトガ書イ  
テアルカト云フト、黒田次官ハ帝人會社カ  
テ立ツテ居リマスル所ノ内閣ガ、數名ノ高等官ガ  
犯罪ノ嫌疑ニ依ツテ檢舉セラレタト云フ、此  
一事ヲ以テ直チニ辭職ヲスト云フガ如キ  
コトハ、餘リニモ輕率デアリ、餘リニモ無責  
任デアルト云フノデ、暫ク形勢ノ推移ヲ見  
ル、即チ事件ノ進行ニ伴テ、少クトモ豫察ノ  
調ニ依ツテ、犯罪ノ事實ガ一應明ニナッタ其  
時ニ於テ、内閣ノ進退ヲ決スルト云フコト  
ニ相成シテ居ツタノデアリマス、所ガ奇怪千  
萬ニモ公判記錄ノ明記スル所ニ依リマスト、  
其當時カラ或ル方面ニ於テ内閣倒壊ノ陰謀  
方行ハレテ居ル、殊ニ或處ニ事務所マデモ  
設ケテ、相當ノ運動費ヲ擁シテ盛ニ策動シ  
テ居ル、而シテ其中ニハ社會ニ知ラレテ居  
ル所ノ公人モアレバ私人モアル、是等ノ人々  
ガ五月二十一日頃ニヘ必ズ齋藤内閣ハ倒壊  
スル、斯ウ云フコトヲ放送シテ居リマス、何  
ガ故ニ、何ニ基イテ、斯ウ云フヤウナ放送ヲ爲  
スノデアルカト云フコトハ分ラナカッタノ  
デアリマスガ、丁度其五月十九日ニナッテ大  
藏省ニ手ガ入ッタ、五月十九日ニハ大藏次官  
ノ黒田英雄氏ガ勾引セラレ、二十日ニハ相  
田、大野ノ兩事務官ガ勾引セラレ、翌二十  
一日ニハ大久保銀行局長ガ勾引セラレタ、  
斯ノ如ク大藏省ノ檢舉ト此陰謀團トノ豫言  
ガ期セズシテ一致スルト云フコトハ、抑、何  
ヲ物語ツテ居ルノデアルカ、併ナガラ先程申  
シマシタヤウナ理由ニ依ツテ、齋藤内閣ハ  
中々辭職ヲシナイ、ソコデ第二ノ事實ガ製  
造セラレタノデアル、是ガ問題トナリマシ  
タ所ノ歎願書デアリマス、前大藏次官黒田  
英雄氏ガ時ノ檢事正ニ宛タル所ノ歎願書

デアル、此歎願書ニハドウ云フコトガ書イ  
テアルカト云フト、黒田次官ハ帝人會社カ  
テ立ツテ居リマスル所ノ内閣ガ、數名ノ高等官ガ  
犯罪ノ嫌疑ニ依ツテ檢舉セラレタト云フ、此  
一事ヲ以テ直チニ辭職ヲスト云フガ如キ  
コトハ、餘リニモ輕率デアリ、餘リニモ無責  
任デアルト云フノデ、暫ク形勢ノ推移ヲ見  
ル、即チ事件ノ進行ニ伴テ、少クトモ豫察ノ  
調ニ依ツテ、犯罪ノ事實ガ一應明ニナッタ其  
時ニ於テ、内閣ノ進退ヲ決スルト云フコト  
ニ相成シテ居ツタノデアリマス、所ガ奇怪千  
萬ニモ公判記錄ノ明記スル所ニ依リマスト、  
其當時カラ或ル方面ニ於テ内閣倒壊ノ陰謀  
方行ハレテ居ル、殊ニ或處ニ事務所マデモ  
設ケテ、相當ノ運動費ヲ擁シテ盛ニ策動シ  
テ居ル、而シテ其中ニハ社會ニ知ラレテ居  
ル所ノ公人モアレバ私人モアル、是等ノ人々  
ガ五月二十一日頃ニヘ必ズ齋藤内閣ハ倒壊  
スル、斯ウ云フコトヲ放送シテ居リマス、何  
ガ故ニ、何ニ基イテ、斯ウ云フヤウナ放送ヲ爲  
スノデアルカト云フコトハ分ラナカッタノ  
デアリマスガ、丁度其五月十九日ニナッテ大  
藏省ニ手ガ入ッタ、五月十九日ニハ大藏次官  
ノ黒田英雄氏ガ勾引セラレ、二十日ニハ相  
田、大野ノ兩事務官ガ勾引セラレ、翌二十  
一日ニハ大久保銀行局長ガ勾引セラレタ、  
斯ノ如ク大藏省ノ檢舉ト此陰謀團トノ豫言  
ガ期セズシテ一致スルト云フコトハ、抑、何  
ヲ物語ツテ居ルノデアルカ、併ナガラ先程申  
シマシタヤウナ理由ニ依ツテ、齋藤内閣ハ  
中々辭職ヲシナイ、ソコデ第二ノ事實ガ製  
造セラレタノデアル、是ガ問題トナリマシ  
タ所ノ歎願書デアリマス、前大藏次官黒田  
英雄氏ガ時ノ檢事正ニ宛タル所ノ歎願書

云フト、第一ハ司法監督ノ地位ニアル者ガ、  
部下ノ過チニ對シテ責任ヲ執ルコトデアリ  
マス（拍手）之ヲ帝人事件ノ場合ニ就テ考ヘ  
テ見マスルナラバ、縛返シテ申シマスルガ、  
此虛偽ノ自白ヲ基トシテ事件ヲ惹起シタ、  
是ガ第一ノ責任デアル、次ハ全然虛偽ノ事  
實ヲ記載シテ居ル所ノ文書ノ内容ヲ能ク檢  
討シナイ、司法監督ノ最高地位ニアリマス  
所ノ司法大臣ガ、此嘘ノ事實ヲ能ク檢討セ  
ズシテ、之ヲ輕信シテ以テ内閣倒壊ノ具ニ  
供シタコトガ第二ノ責任デアル、更ニ重大  
ナル事ハ、畏多クモ 陛下ニ奏聞シテ勅裁ヲ  
仰イデ起訴シタル其人ガ、實ヘ有罪ノ人デハ  
ナクシテ無罪ノ人デアッタ、陛下ノ臣民タ  
ル高位高官ノ人々ガ國法上ノ罪ヲ犯シマンシ  
タカラ起訴ヲ致シタウゴザイマス、御裁可  
ヲ仰ギマスト言ウテ、勅許ヲ得テ起訴シタ  
ル所ノ其人ガ、有罪ノ人デハナクシテ無罪  
ノ人デアッタ、天皇ノ御名ニ依テ下サレタ  
所ノ裁判ニ依ツテ無罪ノ判決ヲ得タ、全然  
不實ノ事ヲバ上奏シテ、畏多クモ 陛下ノ聖  
明ヲ蔽ヒ奉ツタ其責任ハドウナルノデアルカ  
（拍手）是ハ國務大臣トシテノ責任バカリデハ  
ナイ、日本臣民トシテ之ニ責任ナシト云フ  
コトガ言ヘルノデアリマスカ（拍手）或ハ言  
フカモ知レナイ、責任ハ痛感スル、責任ハ  
痛感スルガ、既ニ内閣ハ倒レテ大臣ノ職ハ  
辭シテ居ル、責任ヲ執ラウトシテモ執リヤ  
ウガナイデハナイカト、大臣ノ地位ヲ辭ス  
ルバカリガ責任解除ノ途デハアリマスマイ、  
是等ノ人々ハ大臣ノ職ハ辭メマシテモ、今  
尙ホ勅命ニ依ツテ立法議會ノ議員タル公職  
ヲ有シテ居ルノデアル、政治家トシテ、公  
人トシテ、自ラ責任ヲ執ル決心ガアルナラ

バ、執ルヘキ途へ幾ヲモアルノデアリマス  
（拍手）或ハ言フカモ知レナイ、先例ガナイン  
勅裁ヲ仰イデ起訴サレタル人ガ無罪トナツ  
タ一二ノ例ハアルケレドモ、時ノ司法大臣  
ガ責任ヲ執タ例ヘナイン、サウ云フ例ガアル  
カドウカハ知リマセヌガ、若シサウデアッタ  
ナラバ、ソレハ惡例デアリマス、是マデ司  
法監督ノ地位ニ在ル者ガ、サウ云フ無責任  
ナル態度ヲ取シテ來タ、サウ云フ間違タ考  
ヲ持シテ來タ、其事ガ今日斯ウ云フ不祥事件  
ヲ惹キ起ス所ノ原因デアルノデアリマス（拍  
手）ソレ故ニ今回ノ機會ヲ動機トシテ、此  
事件ニ付テハドウシテモ當時ノ司法監督者  
ガ責任ヲ執ラネバナラヌ、責任ヲ執シテ上  
陛下ニ對シ奉リ、下國民ニ對シテ己ノ過  
チヲ謝スル、是ガ人權問題ヲバ解決スル所  
ノ第一ノ條件デアルト云フコトヲ、私ハ茲  
ニ明言スルノデアリマス（拍手）

ノ、司法大臣ノ決心ト勇氣ニ依ツテ決マルノ  
デアル（拍手）若シ検事制度ニ缺陷ガアル  
ナラバ、速ニ之ヲ補正スルガ宜シイ、人事  
行政ニ落度ガアルナラバ、速ニ之ヲ立直ス  
ガ宜シイ、更ニ進ンデ司法部内ニモ責任觀  
念ヲ打込マナケレバナラナイ、法律上ノ責  
任バカリデヘナイ、道徳上ノ責任デアル、  
「檢事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ル  
ニ非サレヘ其ノ意ニ反シテ免職セラルルコ  
トナシ」此法條ニ隱レテ封建時代ノ斬捨御  
免ヲヤルコトハ、斷ジテ戒メナケレバナラ  
ヌ（拍手）官吏モ亦吾々國民ト同ジク法律ノ  
世界ニアルト共ニ、道徳ノ世界ニアルコト  
ヲ忘レテハナラヌ（拍手）法律ノ責任ヲ感ズ  
ルト同時ニ、道徳上ノ責任ヲ感ゼネバナラ  
ヌノデアリマス（拍手）固ヨリ司法部内ニ於  
テモ其人ガナイノデヘナイ、御承知ノ通り  
ニ前年京都地方裁判所ニ現レマシタ所ノ豚  
箱事件、最高ノ市長貞ノ一人ガ濱職ノ嫌疑  
ニ觸レテ、之ニ對スル檢事ノ調ガ苛酷デ  
アツタト云フ其理由ヲ以テ、時ノ監督官デ  
アリマス所ノ檢事長ハ辭職ヲシタコトガア  
ル、又御承知ノ通りニ、最近横濱ノ集團放  
火事件ニ付キマシテ、係檢事ガ違法ノ處分  
ヲ爲シタト云フ其責任ヲ以テ、檢事正ガ司  
法大臣ニ向ツテ辭表ヲ提出致シタ、所ガ司法  
大臣ハ直チニ之ヲ許可シタ、然ルニ今回ノ  
帝人事件ニ當リマシテハ、時ノ監督者タル  
ニシテ此重大ナ事件ニ對シテハ一人ノ責任  
檢事正ガ是亦責任ヲ自覺シテ進退伺ヲ爲シ  
タ場合ニ至ツテハ、直チニ之ヲ却下スルノミ  
ナラズ、却テ之ヲ榮轉セシメル、斯ノ如ク  
ニシテ此重大ナ事件ニ對シテハ一人ノ責任  
者モ現レナイ、實ニ傍若無人ノ振舞デアリ  
マス（拍手）啻ニ人事行政ヲ誤ルノミナラズ、  
日本國民ヲ愚弄スルノ誇ヲ免レナイ、斯ウ

云フコトデドウシ司法部ノ改革ナドガ出  
來ルモノデアリマスカ(拍手)  
ソコデ吾々ハ此決議案ヲ以テ政府ニ要求  
スル、最モ嚴肅ナル意味ニ於テ政府ニ要求  
任ヲ明ニスペシ、時ノ責任者ニシテ現職ニ  
アル者ハ自ラ進ンデ責任ヲ執ルベシ、然ラ  
ザレバ政府ノ權力ヲ以テ適當ノ處分ヲ爲ス  
ベシ(ヒヤク)、拍手)現職ニアラザル  
者ハ是亦自ラ省ミ良心ノ命ズル所ニ依ツテ  
處決スペシ(拍手)是ガ吾々ノ要求デアルノ  
デアリマス、是ト同時ニ司法當局モ是迄ノ  
ヤウナ優柔不斷ノ態度ヲ一擲シテ、檢事制  
度ノ改革、人事行政ノ刷新、以テ從來ノ積  
弊ヲ一掃セラレタイ、是ガ本決議案ノ要旨  
デアルノデアリマス

リマセウガ、成ベク速ニ斷行セラレネバナ  
ラヌ、人事行政、是ニモ確ニ落度ハアリマ  
スルカラ、是モ速ニ改革ヲセラレネバナラ  
ヌ、帝人事件ノ善後處置、是ハ今日モ出  
來ル、明日デモ出來ルノデアリマスルカラ、  
此事ダケハ速ニ斷行セラレタイ、司法大臣  
ノ全責任ニ於テ之ヲ斷行セラレタイ、若シ  
是ガ出來ナイト云フコトデアルナラバ、司  
法大臣ヘ辭メルヨリ仕様ガナイ(ヒヤー)

公判廷ニ於ケル論告ニハ干渉シナイ、併ナ  
ガラ私ハ之ヲ以テ司法大臣ヲ追究スルノデ  
ハナイ、司法大臣トシテモ此處マデ手ガ伸  
ビルモノデハナイコトヲ能ク察シテ居リマ  
スルカラ、之ヲ追究セントスルノデハゴサ  
イマセヌガ、帝人事件ノ善後處置ニ付キマ  
シテハ、最前申シマシタ如ク、司法大臣自  
身ノ全責任ヲ以テ、速ニ解決セラレンコト  
ヲ要望スルノデアリマス  
尙ホ總理大臣ニ一言シタイノデアリマスル

ト云フコトヲ、特ニ諸君ニ御記憶ヲ願ツテ置クノデアリマス、近來検察權ノ行使ニ對シテハ、世間非常ナ非難ガアリマス、故意ト惡意トヲ問ヘズ、兎ニ角検察權ヲ濫用シテ無辜ノ良民ヲ苦シメルコトガ天下非難ノ的トナツテ居ルコトハ、爭フコトガ出來ナイ(拍手)茲ニ先般横濱地方裁判所ニ於テ、瀆職ノ嫌疑ヲ受ケテ、無罪ノ判決ヲ言渡サレタコトガ此新聞ノ記事ニ載ツテ居

チ人權ノ尊重デアリマス、人權ノ輕ンセラ  
レル所ニ於テ革新政治ガアル譯ガナイ(拍  
手)人權ノ尊キコトヲ知ラザル者ハ革新政  
治ヲ語ル所ノ資格ガナインデアリマス(拍  
手)吾々ハ此見地ニ立ッテ、此決議案ヲ提出  
シテ、以テ政府ニ向ッテ以上ノ要求ヲ爲スノ  
デアリマス、此決議案ニ對シマシテハ、恐  
ラクハ諸君ニ於テモ御反対ハナイト私ハ思  
フ、即チ滿場一致ヲ以テ此決議案ハ通過ス  
ルモノデアルト私ハ思ッテ居リマス、議會ニ

モノニ付テモ、司法大臣ニ確ニ「ツノ手落  
ガアルト云フコトヲ認メテ居ルノデアリマ  
ス、ソレハ何デアルカ、司法大臣ハ検事ニ  
命令シテ控訴權ヲ拠棄セシメタ、即チ検事  
ノ職務ニ干渉シダ、是ハ監督長官トシテ有  
スル當然ノ權能デアル、検事ハ上官ノ命令

ケレドモ、總理大臣ハ御病氣ノ故ナフ以テ  
缺席ニナツテ居ル、仕方ガナイカラ他ノ國  
務大臣ニ於テ眞剣ニ御聽取ヲ願ヒタク、申  
ス迄モナク時局ハ極メテ重大デアリマス、  
國民ハ各、其分ニ應ジテ犠牲ヲ覺悟シテ居  
ル、此秋ニ方リマシテ、苟モ政府ノ局ニ立ツ  
テ居リマスル所ノ者ハ、十二分ノ眞剣味ヲ

市大疑獄ノ判決ニ検察陣ヘ寂トシテ聲ナシ、足掛五箇年振りニ仰グ青天白日、相擁シ嬉シ涙ノ被告」ト云フ標題ガアル、是等ノ被告人ハ五箇年ノ久シキ裁判所ノ嫌疑ヲ受ケテ、漸ク青天白日ノ身トナッタノデゴザイマスルガ、此五箇年ノ長イ間本人ハ申スニ及バ  
ル、何ト標題ガ現レテ居ルカト云フト

於ケル満場一致ハ即チ全國民ノ總意デアル  
（ヒヤ／＼拍手）如何ナル政治家ト雖モ、  
國民總意ノ前ニハ無條件ニ頭ヲ下ゲネバナ  
ラヌ（拍手）吾々ハ政府ガ以上述ベタル所ノ  
趣旨ヲバ、一日モ速ニ實行セラル、コトヲ確  
信致シテ、此決議案提出ノ理由ヲ終ルノデ  
アリマス、ドウカ満場ノ諸君ノ御賛成ヲ望

ニ從フエトハ、裁判所權成法カラ來ル所ノ  
當然ノ結果デアリマスカラ、私ハ之ニ付テ  
ハ何等ノ異論ハナイノミナラズ、寧口控訴

以テ内外ノ政治ニ當ラニハナラヌコトハ申  
ス迄モナイコトデアル、然ルニ今日政府ノ  
一部、殊ニ徹頭徹尾正義ヲ擁護スルコトヲ

一家一族實ニ血ノ涙ヲ呑シテ日蔭ノ裡ニ泣イテ居ツタニ相違ナイノデアル（拍手）而モ斯ノ如キ事件ハ天下到ル處ニ於テ横ツ

ミマス(指手)  
○議長(小山松壽君) 是ヨリ討論ニ入りマ  
ス——名川侃市君

大臣ニ於テ帝人事件ノ重要性ニ鑑ミテ、控訴  
處置デアルト思ツテ居ル、併ナガラ現司法  
權ノ拋棄ニ干涉セラレタルコトハ、適當ノ

使命トシテ居リマス所ノ司法部一角ニ於  
テ、斯ウ云フ事態ガ行ハレテ居ルノデアリ  
マス、政府ハ之ヲ何ト見テ居ルカ、私ハ

テ居ル、是ハ抑「誰ノ所業デアルカ、陛下  
ノ赤子ヲ、國家ノ官吏ガ斯ノ如ク憂目ニ逢  
ハセル、是ハ抑「誰ノ仕業デアルカ、政府

〔名川侃市君登壇〕

權ニ干涉スル、檢事ノ職務ニ干涉スルナラバ、何ガ故ニ一步遡ツテ公判廷ニ於ケル檢事ノ職務ニ干涉シナカツクノデアルカ、先

此決議案ヲ説明スルニ當リマシテハ、專ラ帝人事件ヲ主體トシタノデゴザイマスルケレドモ、決シテハノ事半ヲ無視シテ居レ

ハ之ヲドウ見テ居ルノデアルカ、之ヲ司法當局ニ一任シ、官僚ノ手ニ一任シテ、果シテ之ヲ切開クコトガ出來ルカ、長ク官僚群ノ

治下ニ於キマシテハ、獨リ國民ガ法律導奉ノ義務ガアルノミナラズ、官憲亦其法律ニ竪フノ義務ノアルコトハ論ヲ矣タ又所デア

程申シマシタヤウニ、此事件ハ二百六十幾回ノ公判ヲ重ネテ、公判審理ノ中ニ於テ檢事、主張、裁決ヲ爲シテ、

ノデハアリマセヌ、先程申シマシタヤウニ  
帝人事件ニハ二ツノ特異性ガアリマス、即  
チハ、北澤ニテハ、御用御使、其

中ニアッテ、情實因縁ノ纏綿シテ居ル所ノ人々ニ依ッテ、果シテ此年來ノ宿弊ヲ一掃スル

リマス(拍手) 明治大帝へ教育勅語ニ於カ  
セラレマシテ「常ニ國憲ヲ重ンシ國法ニ遵  
ニ」召セラニ「英國臣民ニ其」

事ノ主張ハ根柢カテ覆サレテ居ルノアール、ソレ故ニ若シ檢事が公平無私ノ立場ニ立ッテ、國家ノ正義ヲ代表スル檢事本來ノ使

チ其一ハ、此事件ノ以テ内閣倒壊ノ具ニ供シタト云フコトト、モウ一ツハ、陛下ノ勅裁ヲ仰イデ起訴シタル其人ガ無罪トナツタ、

コトガ出来ルノテアルカ是ハ政府全體シテ考ヘネバナラヌ所ノ、極メテ重大ナ問題デアルノデアリマス(拍手)近頃革新政治

ヒト詰リセラレテ  
而シテ 脂肪臣ト併  
ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニ センコトヲ庶  
幾フ」ト宣ハセラレテ居ルノデアリマス、即チ

命ヲ全ウセントスルナラバ、有罪ノ論告ヲ  
スペキモノデハナイ、又監督官廳モ檢事ニ  
命令シテ無罪ノ論告ヲサセネバナラヌオデ  
アリマス、控訴權ノ拠棄ニハ干渉シタガ、

此二ツノ點ニ於テ、他ノ一般ノ事件ト異ル所ガアリマスルニ依ツテ、主トシテ帝人事件ヲバ引用シタノデゴザイマスルケレドモ、是ガ爲ニ決シテ他ノ事件ヲ忘レテ居ルノデハ

ガ強調セラレテ居ル、吾々固ヨリ贊成デア  
ル、有ユル方面ニ於テ革新政治ヲ要求スル  
ガ、併シ古來何レノ國、何レノ時代ニ於キ  
マシテモ、革新政治ノ魁トナルモノハ、即

至尊ニ於カセラレマシテモ、之ヲ實行シ給フ  
ベキコトヲ御明言セラレテ居ルノデアリマ  
ス、今日國民ノ自由、財產保護ノ規定ハ完  
全ニ備ツテ居リマスルニモ拘ラズ、此頃檢察

官ノ一部ノ者ノ行動ヲ觀マスルト、此憲法精神ニ背反致シ、人權保護ニ關スル條章ヲ躊躇致シマシテ、無辜ノ臣民ヲ凌虐シ、司法大臣、檢事總長等ノ屢々發シマスル所ノ訓示ハ「ノ美文タルニ過ギズシテ、毫モ遵守セラレル所ガナイノデアリマス(拍手)」彼ノ帝人事件、横濱縣市疑獄事件竝ニ集團放火事件ノ如キハ、實ニ我檢察部ノ宿弊ヲ中外ニ暴露シタル一大史實デアリマス(拍手)從來國民ノ常識ト致シマシテ、國政ノ如何ナル部分ニ不正不法ガアリマシテモ、司法部ダケハ公正不偏ナリト信ジ切ッテ居ツタ國民ノ此信賴ト云フモノハ、全ク破壞サレタノデアリマス(拍手)帝人事件ニ於キマシテ公正ナル判決ノ宣告ガアリマスルヤ、國民ノ頭ニ直感致シマシタモノハ、斯ル重大ナル失態ヲ演ジタル檢察當局ハ、如何ナル責ニ任ズルカト云フ點ニアッタノデアリマス、吾々ハ賢明ナル鹽野法相ハ、必ズヤ其責任ヲ糺シテ檢事ノ失態ヲ匡正シ、以テ司法部ノ威信維持ニ努力セラル、モノト信ジテ疑ハナカッタノデアリマス、然ル所、岩村檢事正進退伺ヲ出スヤ之ヲ却下セラレ、該判決確定後四日ヲ出デズシテ、此失態問題ノ直接指揮者デアッテ、當ノ責任者デアル岩村檢事正ヲ、司法次官ニ拔擢シタノデアル、而シテ岩村氏ハ之ヲ受ケタノデアリマス、是ニ於キマシテ國民ハ其傍若無人デアル所ノ人事ニ驚キ、是デハ默ツテ居ラレヌト叫ンダ次第アリマス、同時ニ檢察當局ト云フモノハ、如何ナル非行ガアッテモ、如何ナル失態ヲ演ジテモ、著名ナル人ヲ檢舉スルナラバ、昇進ガ出來ルモノデアルトノ誤解ヲ一部ノ少壯檢事ノ間ニ懷カシムルニ至リ、功利心ニ刺戟サレタル少壯檢事ガ、

官報外　昭和十三年三月二日　衆議院議事速記録第二十號　檢察權行使ニ關スル決議  
官ノ一部ノ者ノ行動ヲ觀マスルト、此憲法精神ニ背反致シ、人權保護ニ關スル條章ヲ躊躇致シマシテ、無辜ノ臣民ヲ凌虐シ、司法大臣、檢事總長等ノ屢々發シマスル所ノ訓示ハ「ノ美文タルニ過ギズシテ、毫モ遵守セラレル所ガナイノデアリマス(拍手)」彼ノ帝人事件、横濱縣市疑獄事件竝ニ集團放火事件ノ如キハ、實ニ我檢察部ノ宿弊ヲ中外ニ暴露シタル一大史實デアリマス(拍手)從來國民ノ常識ト致シマシテ、國政ノ如何ナル部分ニ不正不法ガアリマシテモ、司法部ダケハ公正不偏ナリト信ジ切ッテ居ツタ國民ノ此信賴ト云フモノハ、全ク破壞サレタノデアリマス(拍手)帝人事件ニ於キマシテ公正ナル判決ノ宣告ガアリマスルヤ、國民ノ頭ニ直感致シマシタモノハ、斯ル重大ナル失態ヲ演ジタル檢察當局ハ、如何ナル責ニ任ズルカト云フ點ニアッタノデアリマス、吾々ハ賢明ナル鹽野法相ハ、必ズヤ其責任ヲ糺シテ檢事ノ失態ヲ匡正シ、以テ司法部ノ威信維持ニ努力セラル、モノト信ジテ疑ハナカッタノデアリマス、然ル所、岩村檢事正進退伺ヲ出スヤ之ヲ却下セラレ、該判決確定後四日ヲ出デズシテ、此失態問題ノ直接指揮者デアッテ、當ノ責任者デアル岩村檢事正ヲ、司法次官ニ拔擢シタノデアル、而シテ岩村氏ハ之ヲ受ケタノデアリマス、是ニ於キマシテ國民ハ其傍若無人デアル所ノ人事ニ驚キ、是デハ默ツテ居ラレヌト叫ンダ次第アリマス、同時ニ檢察當局ト云フモノハ、如何ナル非行ガアッテモ、如何ナル失態ヲ演ジテモ、著名ナル人ヲ檢舉スルナラバ、昇進ガ出來ルモノデアルトノ誤解ヲ一部ノ少壯檢事ノ間ニ懷カシムルニ至リ、功利心ニ刺戟サレタル少壯檢事ガ、

今後又復斯ル不祥事件ヲ發生セシムルコトニ至ッタノデアリマス(拍手)」加之斯ル大失態ヲ演ジナガラ一人ノ責任ヲ負ウタ者ガゴザイマセヌ、是ガ爲ニ世論ハ沸騰致シマシテ、帝國辯護士會ノ糾弾決議トナリ、貴衆兩院ニ於キマスル數次ノ質問トナッテ居ルノデアリマスルガ、鹽野法相ハ之ニ答ヘラレルニ、顧ミテ他ヲ言ウテ居ラレルノデアリマシテ、毫モ其責任ト云フモノヲ知ラザルガ如キ有様デアリマス、又是等ノ責任者ハ毫モ反省スル所ガナクシテ、自己ノ辯解ニ汲々乎トシテ、責任感ヲ失ッテ、世論ノ反響モ、德義ノ制裁モ、毫モ存セザルガ如キ状態デアルノデアリマス、凡ソ人間ト致シマシテ過失ノナイヤウニ注意スベキハ勿論デアリマスルケレドモ、事實人トシテハ何人モ過失ナキヲ得ナイノデアリマス、併シ之ヲ改メナイ者ハ年ヲ逐ウテ益、其過チヲ多カラシメ、過チヲ能ク改ムル者ハ日ヲ逐ウテ能ク其過チヲ少カラシムモノノデアリマス、故ニ孔子モ「不善ノ改ムル能ハザルハ是レ吾ガ憂ナリ」ト言ウテ居リマス、又「過閣ヲ毒殺シ、同内閣ノ閣僚二人、大藏次官チテ改メザル之ヲ過ト謂フ」ト言ウテ居リマス、即チ過失ハ過失ニアラズシテ、改ム能ハザル時ニ於テ過失トナルト云フコトヲ云フコトヲ、吾々ハ憂ヘルノデアリマス(拍手)故ニ私ハ本提案ニ對シテ賛成スル次第デゴサイマス

殊ニ帝人事件ニ付テ申シマスルナラバ、只今齋藤氏ヨリ説明サレタル如ク、齋藤内閣ニ同省銀行局首腦部ノ者ガ罪ナクシテ起訴セラレ、縲縶ノ辱ヲ受ケ、臺灣銀行ノ首脳部竝ニ日本銀行、臺灣銀行及ビ實業界ノ一員ガ内閣ガ演職問題ニ依ッテ倒レタルガ如キ誤解ヲ受ケ、甚シキ國辱ヲ受テ云フコトヲ、吾々ハ思フノデアリマス(拍手)吾々司法權ノ威信ノ發揚ヲ念ト致シマ

ス者ハ、此現状ヲ見マシテ實ニ長大息ヲ禁ズル能ハザル次第デゴザイマス、事ノ真ニ至ッタノデアリマス(拍手)」加之斯ル大失態ヲ演ジナガラ一人ノ責任ヲ負ウタ者ガゴザイマセヌ、是ガ爲ニ世論ハ沸騰致シマシテ、帝國辯護士會ノ糾弾決議トナリ、貴衆兩院ニ於キマスル數次ノ質問トナッテ居ルノデアリマスルガ、鹽野法相ハ之ニ答ヘラレルニ、顧ミテ他ヲ言ウテ居ラレルノデアリマシテ、毫モ其責任ト云フモノヲ知ラザルガ如キ有様デアリマス、又是等ノ責任者ハ毫モ反省スル所ガナクシテ、自己ノ辯解ニ汲々乎トシテ、責任感ヲ失ッテ、世論ノ反響モ、德義ノ制裁モ、毫モ存セザルガ如キ状態デアルノデアリマス、凡ソ人間ト致シマシテ過失ノナイヤウニ注意スベキハ勿論デアリマスルケレドモ、事實人トシテハ何人モ過失ナキヲ得ナイノデアリマス、併シ之ヲ改メナイ者ハ年ヲ逐ウテ益、其過チヲ多カラシメ、過チヲ能ク改ムル者ハ日ヲ逐ウテ能ク其過チヲ少カラシムモノノデアリマス、故ニ孔子モ「不善ノ改ムル能ハザルハ是レ吾ガ憂ナリ」ト言ウテ居リマス、又「過閣ヲ毒殺シ、同内閣ノ閣僚二人、大藏次官チテ改メザル之ヲ過ト謂フ」ト言ウテ居リマス、即チ過失ハ過失ニアラズシテ、改ム能ハザル時ニ於テ過失トナルト云フコトヲ云フコトヲ、吾々ハ憂ヘルノデアリマス(拍手)故ニ私ハ本提案ニ對シテ賛成スル次第デゴサイマス

斯ルモノノ如ク、部下ヲシテ改過遷善ノ實ニ汲々乎トシテ、責任感ヲ失ッテ、世論ノ反響モ、德義ノ制裁モ、毫モ存セザルガ如キ状態デアルノデアリマス、而モ其行動タルヤ、齋藤氏ノ前ニ喝破セラレタル如ク、倒閣ノ目的ヲ以テ行動シタリト疑フベキ十分ノ根據ガアルノデアリマス、即チ國ノ檢察權ヲ濫用シテ國ノ内閣ヲ倒シ、國ノ重臣竝ニ無辜ノ良民ヲ傷ケ、而モ四人ノ被告人ニ對シテ無實ノ事實ヲ以テ上奏テ致シテ居ルノデアリマス、斯ル失態ハ我裁判所構成法施行以來、未だ曾テ見ザル所デアリマス(拍手)其局ニ當ラレタル所ノ檢事、竝ニ其監督ノ地位ニ在ル者ト致シマシテハ、上陛下ニ對シ奉リ、又下國民ニ向ツテ潔ク其責任ヲ痛感シテ、自決スルノガ相當デアリマス(拍手)又政府ト致シマシテモ深ク反省致シマシテ、其責任ヲ明ニシ、實踐躬行、身ヲ以テ之ヲ證シ、再び此不祥事ヲ惹起セシメザルコトニ付キマシテ渾身ノ努力ヲ爲シ、國民ノ信賴スペキ革正ノ方法ヲ講ジナケレバナラヌノデアリマスハ許シマセヌ(拍手)即チ同事件ノ檢舉ノモノデアルト吾々ハ思フノデアリマス(拍手)吾々司法權ノ威信ノ發揚ヲ念ト致シマ

六十六、六十七議會ニ於テ數回ニ互ツテ質問セラレ、當時岡田總理大臣竝ニ小原司法大臣ヘ、檢事ニ人權蹂躪ヲ爲シタル事實ニ付キマシテハ、先程齋藤氏主張致シマシタ通りニ、六十六、六十七議會ニ於テ數回ニ互ツテ質問セラレ、當時岡田總理大臣竝ニ小原司法大臣ヘ、檢事ニ人權蹂躪ノ事實アレバ相當處置ヲ執ルコトヲ誓ツテ、且ツソレ等ノ事實ニ付テハ十分ニ調査ヲ致シテ、議會ニ答辯スルト云フコトヲ言明致シタノデアル、吾々ハ公判ノ調ガ濟ンダ直後ニ於テ、必ズ司法部ハ是ガ調査ヲ完了致シテ、其責任ヲ明ニセラレルコトヲ信ジテ疑ハナカッタノデアリマス、然ル所今日既ニ判決言渡ガアツテ數箇月ヲ過ギマスルケレドモ、何等之ニ對シテ調査スル所ガナク、而シテ漫然検事が職權ヲ以テ起訴シタモノデアルカラ、責任ガナイト云フヤウナ無責任ナル言辭ヲ弄セラレルト云フコトハ、吾々ハ司法大臣ニ於テ、果シテ司法部革正ノ熱意ガアルルヤ否ヤト云フコトヲ疑ハナケレバナラヌノデアル（拍手）殊ニ同事件ノ公判ニ於キマシテ、各被告人ハ何レモ人權蹂躪ノ事實ヲ懇ヘ、或ハ革手鏡ヲ施サレ、或ハ灰皿ヲ投げ付ケラレ、「ナイフ」ヲ投げ付ケラレ、色々ナナル人權蹂躪ガアッタ、殊ニ文書ノ授受禁止中ノ被告人ニ對シテ、檢事が被告人ヲ欺イテ虛偽ノ文書ヲ作ラシメ、之ヲ他ノ被告ニ傳達シテ虛偽ノ自白ヲ爲サシメタル事實ニ付キマシテハ、法廷ニ於テ、檢事ハ其授受ニ付テ豫審判事ノ許可ヲ得タト言フ、豫審判事ハ證人ニ出テ來テ、其リマス（拍手）是等ノ事實ニ付テハ司法當局

トシテ十分ニ調ヲ致シテ、其責任ヲ明ニセ  
ナケレバナラヌニモ拘ラズ、何等其責任ヲ  
明ニセラレナイ  
殊ニ又驚クベキハ、本院豫算委員會ニ於  
テ砂田氏ヨリ司法大臣ニ質問シタル事項、  
竝ニ貴族院ニ於テ岩田氏ヨリ司法大臣ニ質  
問シタル事項、即チ三土氏ガ證人トシテ訊  
問セラレル前ニ、檢事正ガ立會ノ上デ中島  
氏ヲシテ偽證ヲ懲請セシメタル所ノ事實、  
此事實ヲ問ウタルニ對シテ、司法大臣ハ、  
檢事正ハ單ニ形式的ノ挨拶ヲサス爲ニ面會  
サシタノデアツテ、事件ノ内容ニ立入ラシタ  
ノデハナイト云フコトヲ辯解シテ居ラレ  
ル、併ナガラ此中島、三土兩氏ノ會見ニ於  
テ、中島氏ガ自分ハ豫審デ斯ウ云フコトヲ  
言ウテ居ルカラ、ソレニ合フヤウニ證言シ  
テ吳レト言シテ賴ンダト云フコトハ、三土氏  
ガ法庭ニ於テ明ニ述べテ居ル所デアツテ、中  
島氏ハ之ヲ認メテ居ルノデアリマス、鹽野  
司法大臣ガ形式上ノコトノミヲ話サシタノ  
デアルト云フコトハ、何ニ依ツテ之ヲ御調ニ  
ナツタノデアルカ(拍手)アナタハ三土氏ニ  
モ聞イテオ居デニナリマスマイ、中島氏ニ  
對シテモ聞イテハオ居デニナリマスマイ、  
之ヲ調べズシテ、漫然事件ノ内容ニ觸レナ  
イ用件デ會ハシタト云フガ如キ辯解ヲナサ  
レルノハ、甚ダ其取調粗漏デアルトシテ吾々  
ハ遺憾ニ考ヘテ居ルノデアリマス、黒田  
英雄氏ノ歎願書、是ガ司法大臣カラ齊藤總  
理大臣ニ出サレタコトハ檢事正トシテハ知  
ラヌコトデアル、斯ウ云フコトヲ辯解シテ  
居ラレルノデゴザイマスガ、サウ云フ辯解  
ハ到底許スペキモノデハナイノデアル、即  
チ六月三十日ノ朝日新聞ニ依リマスルト、  
斯ウ云フコトガ書イテアル「司法部内ノ意

向ヲ綜合スルニ小山法相ノ報告内容ハ司法部上下ヲ通ジテノ不動ノ確信デアツテ、コレヲ齋藤首相ガ政治的進退ノ参考ニシヨウトシマイト司法部トシテハ何等關與スル所デハナイガ、其内容ハ常識的ニイヘバ、必ズヤ首相ノ心境ヲ動カスニ足ルト考ヘル「云々ト云フコトヲ書イテアルヂヤナイカ、即チ此數願書ヲ出セバ齋藤ハ必ず總辭職ヲスル、總辭職ヲスルナラバ無實ノ事實ヲ起訴致シテ、證據ハ舉ヌヌ、内閣カラ證據ヲドンヽ提出シロト言ウテ責メラレテ、非常ニ困ツテ居ルノヲ逃レラレルト云フノデ、此歎願書ヲ出サレタコトハ之ニ依ツテモ明ニ見ラレルデハアリマセヌカ、而モ此數願書ハ黒田氏ヨリ岩村檢事正ニ提出致シ、岩村檢事正ガ之ヲ檢事總長ニ提出シテ居ルノデアリマス、斯ル事實ニ對シテ是ハ司法大臣ガヤツタコトニ付テハ何等知ラスト云フガ如キ、願ミテ他ヲ言ハントシテモ、サウ云フコトヘ到底之ヲ許スベキモノデハナイ（拍手）殊ニ司法部ノ無責任ニ呆レ果テルノヘ、小原司法大臣ハ第六十七議會ニ於キマシテ檢事ガ被告人ニ對シテ人權蹂躪ノ事實ノナキ證據ト致シテ、此黒田氏ノ歎願書ノ前文、即チ檢事ノ調ニ感謝スルト云フコトヲ檢事ガ命ジテ書カシタ、其前文ダケヲ六十七議會ト云フコトヲ主張セラレタ、其書面ハ焉ゾ知ラン、今申シマス通りニ、全ク檢事ニモ被告ヲ凌辱シ、人權ヲ蹂躪シテ居ル事實ハナインデアル、其アトノ方ノ文書ハ全部隱シテ、前置ノ文言ダケヲ議會ニ提出シ、檢事ノ不アルマジキ倒閣ノ具ニ供シタル所ノ歎願書

被告ヲ丁寧ニ取扱テ居ル證據ト爲サント  
スルガ如キハ、實ニ小原法相竝ニ司法部ノ  
無責任ヲ吾々ハ遺憾ニ思フモノデアリマス、  
又本件ニ於テ世間ニ現レテ居ナイコトデ、  
最モ恐ルベキコトハ、檢事ガ證據ヲ偽造シ  
タリト認ムベキ事實ガアルノデアリマス、  
即チ旭石油株式會社ヨリ押收致シマシタル  
帝人百株券十三枚ノ中一枚ガ折レテ居ルノ  
デアル、檢事ハ是ガ折レテ居ルノガ、即チ  
之ヲ時ノ大藏省銀行局長ニ賄賂シタ證據デ  
アシテ、是ハ折疊ンデ持ツテ行シタモノデア  
ル、其證據ノ折目ガ付イテ居ルト云フ主張  
ヲ爲サレタ、然ル所公判廷ニ於テ詳細ナル  
調ヲ致シタケレドモ、此株券ガ檢事ニ押收  
セラレル前ニハ、折目ノ付イテ居タ事實ガナ  
イト云フコトガ明ニナツタノデアル、即チ檢  
事ノ押收前ニ於テ折目ノ付イテ居ナイモ  
ノガ、押收後ニ於テ之折目ガ付イテ居ル、  
此折目ガアルカラ是ガ賄賂ニ使ハレタル株  
券ニ違ヒナイ、唯一ノ物的證據デアルト云  
フヤウナコトヲ主張セラレルト云フコトハ、  
洵ニ恐ルベキコトデアルト吾々ハ思フ（指  
手）此點ニ付キマシテハ、法廷ニ於テ裁判長  
ヨリ檢事ニ對シ、此株券ハ折目ガ付イテ居  
ルケレドモ、是ガ檢事ニ押收サレル前ニ折  
目ガ付イテ居ツタト云フ證據ガアルカドウカ  
ト云フコトヲ反問シタ所、檢事ハ折目ガ付  
イテ居ツタト云フ證據ノアルト云フコトハ  
主張ヲシ得ナカッタ、是等ノ事實ヲ考ヘテ見  
マスルト、今日檢察當局ノ一部ガ、如何ニ  
腐敗シテ居ルカト云フコトニ付テハ、戰慄  
ヲ禁ズル能ハザルモノガアルノデアリマス  
(拍手)

アル、此事件ノ最初ノ検舉ハ、枇杷田検事  
ガ大阪ノ府警察部ニ於キマシテ、高木某ナ  
ル者ヲ凌虐致シテ、株券ヲ黒田大藏次官、  
三土氏ニ贈シタト云フコトノ虛偽ノ供述ヲ爲  
サシメタニ始マルノデアリマスルガ、検事  
ハ此事ヲ祕シテ聽取書ヲ持ヘタ、其後六七  
日ヲ過ギタ後ニ於テ、背任事件ニ付テノ強  
制訊問ヲ豫審判事ニ請求シテ、其強制訊問  
ノ請求ノ際ニ於テ、豫審判事ニ對シテ進ン  
デ高木某ガ陳述シタルガ如キ體裁ヲ裝ヒ、  
其強制訊問調書ニ於テ初メテ株券贈與ノ事  
實ヲ明ニシテ居ルノデアリマス、諸君御承  
知ノ通り、刑事訴訟法ニ於テ強制訊問請求  
ガアッタ時ニハ、豫審判事ハ其訊問ノアッタ  
事項ダケヲ調べレバ宜シイノデアル、其以  
外ノコトハ調べル權能ハナインデアル、然  
ルニ背任事件ノミノ強制訊問ノ請求ヲシ  
テ、裏面ニ廻シテ瀆職ノ調ヲシテ呉レト云フ  
コトヲ豫審判事ニ頼ンデ、瀆職ノ調ヲサセ  
テ居ル、而シテ豫審ノ強制訊問調書ニ瀆職  
ノ事實ヲ供述サセテ置イテ、是ハ檢事ノヤッ  
タコトデヘナイ、豫審判事ニ進ンデ言シタカ  
ラシテ、吾々ハ已ムヲ得ズ之ヲ調べルニ至ッ  
タト揚言スルニ至ッテハ、檢事ハ何故ニサウ  
云フコトヲ言ハナケレバナラヌ必要ガアル  
ノデアリマセウカ、是即チ最初ヨリ一部ノ  
陰謀家ニ欺カレ、倒閣ノ目的ヲ以テヤツテ居  
ル事柄デアリマスガ故ニ、檢事が進ンデサ  
ウ云フコトヲ自白サシタト云フコトニナル  
ト、世論ノ攻撃ヲ受ケンコトヲ恐レ、豫審  
判事ヲ欺イテ、豫審判事ノ調書ニ之ヲ書カ  
シタト云フコトハ明カデアル、ノミナラズ  
豫審判事ハ檢事ノ取調ニ依シテ被告自白ス  
レバ、ソレヲ喚ンデ訊問シテ豫審調書ヲ作  
シテ、檢事ノ下廻リノミヲ致シテ居ルノデ  
ガ大阪ノ府警察部ニ於キマシテ、檢事ノ調ニ委  
ルトシテ、之ヲ陛下ニ上奏シタト云フ、其  
ルトシテ、之ヲ陛下ニ上奏シタル岩村檢事正、竝ニ之ヲ取  
手テ居ルノデアル、斯ウ云フコトニ依シテ  
公正無私ナル所ノ豫審ノ仕事ガ出來ルデア  
リマセウカ、申ス迄モナク豫審判事ト云フ  
モノハ、裁判所構成法ニ依シテ公正無私ナル  
リマセウカ、之ヲ傍観シテ知ラザル態度ヲ  
取シテ居ルノデアル、斯ウ云フコトニ依シテ  
裁判事務ヲ執ルベキ所ノ裁判官デアル、檢  
事ハ行政官デアル、然ルニ公正無私ナルベ  
キ裁判官ガ檢事ニ隸屬致シテ、檢事ノ指揮  
ヲ受ケテ、檢事ノ言ヒナリニナツテ、何處ニ  
公正ナル取調ヲ行フコトガ出來マセウカ(拍  
手)加之此豫審判事ハ法廷ニ證人トシテ出  
ルヤ、明ニ偽證ヲ致シテ居ル、斯ウ云フヤウ  
事ガ今日何ニナツテ居ルカト云フト、今自榮  
轉シテ地方裁判所ノ所長ニナツテ、判事監督  
ノ地位ニ立ツテ居ルノデアル、斯ウ云フヤウ  
ナ人事ニ依シテ、果シテ能ク司法部ノ威信ヲ  
發揚シテ、司法ノ改革ガ出來ルト御考ニナツ  
テ居ルノデアリマスカ  
又三土氏ニ對シテハ、判決ニ於テモ良心  
ニ從ヒ眞實ヲ述べ、全ク證人トシテノ義務  
ヲ完全ニ盡シタト云フコトニナツテ居リマ  
スルガ、其三土氏ガ株券ヲ賣シタコトガナ  
イト云フ證言ヲシタコトヲ偽證デアルトシ  
テ、之ヲ起訴シ、其起訴ニ當ツテハ、天皇陛  
下ニ之ヲ上奏致シテ居ル、所ガ檢事ハ法廷  
ニ於テ、三土氏ガ株券ヲ賣シタト云フ證據ガ  
ゴザイマセヌト云フコトヲ言明致シテ居リ  
マス(三土氏ガ株券ヲ賣シタ證據ガナイト云  
フコトヲ檢事之ヲ言明致シナガラ、其株券  
ヲ賣シタコトガナイト云フ事實カ偽證デア  
ルトシテ、之ヲ陛下ニ上奏シタト云フ、其

陛下ニ對シ恐懼措ク所ヲ知ラヌト云フ考ハ  
ナイノデアリマスカ(拍手)  
斯ノ如ク檢事ト判事ガ一緒ニナッテ人權  
ヲ蹂躪シテ、而シテ無辜ノ良民ヲ虐ガテ居  
ル、之ニ依ツテ一國ノ内閣ヲ倒シテ居ル、斯  
ウ云フヤウナ行爲ガ平氣デ行ハレ、而シテ  
之ニ對シテ一人ノ責任ヲ負フ者ガナクシ  
テ、背法ノ行爲ハ許サレルト云フコトデアツ  
タナラバ、我國ヘ憲法政治ニ依ツテ、惡イ事  
ヲセナケレバ安全ナリト信ジテ居ツタ國民  
ノ確信ト云フモノヘ、全然覆サレルコトニ  
ナルノデアリマス(拍手)我國ノ教育ハ正シ  
ケレバ強シト云フノガ原則デアル、然ルニ  
今日ニ於テハ權力ノ下ニ於テハ、正シキ者  
モ罪ニ服サナケレバナラスト云フヤウナ狀  
況ニナシテ來デ、全ク教育ノ根源ヲ覆スヤウ  
ナコトニナシテ居ルノデアル、斯ル罪業ヲ  
重ネタ所ノ檢察當局ガ其責ニ服セズ、其應  
報ヲ受ケズシテ、是デ天下ノ正義ガ貫徹  
セラレマスカ、之ニ依ツテ國民ノ道義心ガ發  
揚サレルト思ハレルノデアリマセウカ、獨  
リ私ハ帝人事件ノミデ言ウタノデアリマス  
ルガ、斯ル檢事ノ人權蹂躪ハ洵ニ多イノデ  
アル、即チ昭和十年、十一年、十二年ニ行ハ  
レタル縣會議員及ビ衆議院議員ノ選舉ヲ初  
メトシテ、全國ニ於ケル多クノ刑事事件  
ニ於キマシテハ、常ニ斯ル人權蹂躪ガ行ハ  
レテ居ルノデアル、斯ノ如ク人權ヲ蹂躪シ  
テ國民ノ怨ミヲ買ヒ、冤ニ泣カシテ置イテ、  
其床下ニ陰火ノ瀰漫スルコトヲ覺ラヌノデ  
アリマス、而モスル人權ヲ蹂躪シテ、斯ル  
不良ノ思想ヲ誘致シテ置キナガラ、徒ニ檢  
舉ヲ辛辣ニ致シテ、其目的ヲ達セントスル  
ガ如キヘ、誤レルノ甚シキモノデアルト吾々

ハ思フノデアル(拍手)

明治大帝ハ憲法發布ノ勅語ニ於カセラレ  
マシテ「朕ハ我カ臣民ノ権利及財産ノ安全  
ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範  
圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコ  
トヲ宣言ス」ト詔ラセラレテ居ルノデアリ  
マス、又伊藤公ハ憲法義解ノ第一稿本ニ於  
キマシテ、憲法第二章臣民ノ権利義務ノ説

明ト致シマシテ「第二章ハ第一章 天皇ノ各  
條ニ次キ臣民ノ権利義務ヲ掲ク蓋祖宗ノ政  
ハ專ラ臣民ヲ愛重シテ名クルニ大寶ノ稱ヲ  
以テシタリ、蓋上ニ在テハ愛重ノ意ヲ致シ  
待ツニ邦國ノ至寶ヲ以テシ下ニ在テハ大君  
ニ服從シ自ラ視テ以テ幸福ノ臣民トス是レ  
我カ國ノ古典舊例ニ存スル者ニシテ本章ニ  
掲タル臣民ノ権利義務亦此ノ義ニ源流スル  
ニ外ナラス、彼ノ外國ニ於テ上下相怨ムノ  
餘リ臣民ノ権利ヲ宣告シテ以テ讓豫ノ契約  
ト爲スカ如キハ我憲法ノ例ヲ取ル所ニアラ  
サルナリ」ト説明シテ居ラレルノデアル、今  
日ノ司法當局ノヤッテ居ラレルコト、果シテ  
此聖旨ニ副ウテ居リマスカ、又此我國情  
ニ適シテ居リマスカ、吾々ハ此聖旨竝ニ此  
美風ヲ何處マデモ維持スルガ爲ニハ、如何  
ナル權力ニ對シテモ鬪ツテ、之ヲ貫徹セネバ  
ナラヌノデアリマス(拍手)

私ハ切言致シマス、檢察制度ノ改革ハ、  
其責任ノ所在ヲ明ニスルコトガ前提デアリ  
マス、殊ニ監督ノ地位ニアル者ハ、斷ジテ  
部下ヲ過ラシメテハナラヌト云フ所ノ、強  
き責任觀念ヲ有スルニ於テハ、決シテ斯ル  
不祥事件ヲ起ス譯ハナイノデアリマス、然  
ルニ高位ニ居リ、高疎ヲ食ミ、監督ノ地位  
ニアリナガラ、毫モ其責任觀念ガナク、其  
責任ヲ解セヌ者ガ、焉ゾ能ク部下ノ責任觀  
念ヲ涵養スルコトガ出來マセウカ、帝人事

件ノ檢舉ニ當リタル者ハ、前提案者ヨリ説  
明致シマシタルガ如ク、宜シク道義ノ觀念  
ニ基キマシテ、其責任ヲ執ルベキデアルト私  
ハ思フノデアル、殊ニ吾々ガ如何ニ其責任觀  
念ノナイカト云フコトヲ疑フノハ、小原法  
相ハ六十七議會ニ於テ司法部ノ統計ヲ示サ  
レテ、檢事ノ起訴千件ニ對シテ無罪ハ一件  
シカナイト云フコトヲ言ハレ、鹽野法相  
モ貴族院ニ於テ、何カ統計ヤウノモノ  
ヲ説明セラレタヤウデアル、此統計ノ  
如キハ全ク胡麻化シテアリマシテ、即  
チ正シキ公判ニ依ツテ裁判ヲ受ケタ者ノ統  
計デハナイノデアル、略式命令其他ノモノ  
化シノ統計ト言ハナケレバナラス、吾々ガ  
記憶スル過去三十年ノ間ニ於テ 陛下ニ上  
奏シテ起訴シタ事件ハ十一件アリマス、  
其十一件ノ中ニ於テ、有罪ニナッタ事件ガ  
何件アルカ、一件シカナイデハナイカ、ア  
トノ十件ハ皆無罪ニナッテ居ルデハアリマ  
セスカ、世間デヘ陛下ニ上奏スル事件ハ、  
餘程注意シテ能ク調べテ、起訴シ上奏スル  
ニ相違ナイト考ヘルノガ國民ノ常識デア  
ハ彼等ノ責任觀念ニ懇ヘルヨリ外ニハナイ  
ノデアル(拍手)今日小山、小原氏ノ如キ、  
既ニ司法部ヲ出タ者ニ對シテハ、アナタカ  
ラ彼此レナサルコトハ出來ヌノデアル、是  
ノデアル(拍手)今日小山、小原氏ノ如キ、  
ノデアルマスケレドモ、今日尙ホアナクノ  
部下ニ居ル者ニ對シテハ、何處マデモ責任  
ヲ明ニシナケレバナラヌノデアル、司法部  
ニハ輿論ノ制裁ナク、德義ノ制裁ガナイガ  
如クニ考ヘテ居ル者ガアツタナラバ、非常ナ  
間違デアル、今日司法部ニ於テハ、不平ハ  
鬱屈シテ發セナイデ居ルノデアリマスガ故  
ニ此儘ニシテ置イタナラバ、蓋シ收拾ス  
コトニ熱中ヲ致シテ、深ク其證據ヲ證索セ  
ズシテ、徒ニ人ヲ拷問致シテ自白サセ、其  
心ニ囚ヘラレテ、知名ノ士ヲ捕へルト云フ  
シテ有罪ハ一件デアツテ、アトノ十件ハ皆  
無罪ニナッテ居ルデハアリマセスカ、是ハ  
ノデアル、孔子ハ朝ニ立ツヤ、大夫少正卯  
ヲ誣シタルコト御承知ノ通リデアル、孔明  
ベカラザルコトガ出來テ來ハセスカト思フ  
ノデアル、孔子ハ朝ニ立ツヤ、大夫少正卯  
ニ此儘ニシテ置イタナラバ、蓋シ收拾ス  
全ク其通り是ハ一例デアリマス、近來權力  
無ク、金力無キ大衆ハ鬭争スル力ヲ奪ハレ  
マシテ、無實ノ罪ニ泣キツ、アル者、其數  
枚舉ニ追ナイノデアリマス(拍手)學國一致  
ガ唱ヘラレ、國力充實、民力涵養ガ今日唱  
ヘラレツ、アルノ時ニ、力ヲ以テ民衆ヲ苦

當ル人トシテハ、餘程此點ニ付テ注意ヲナ  
前ノ小山司法大臣ニシテモ、小原法相ニシ  
テモ、更ニ其責任ヲ感ジテオ居デニナラス  
ノ講義ヲシテオ居デニナルト云フコトデア  
ル、蓋シ武士道ガ泣クデアリマセウ(笑聲)  
或者ハ國民精神總動員聯盟ノ理事ニナッテ  
居ラレルト云フコトデアル、斯ル責任觀念  
ガナクシテ、國民精神總動員ノ理事ニナッ  
テ、何處ニ國民精神ノ作興ガ出來ルノデア  
ル(拍手)從來ノ司法部ノ上層部ト云フモノ  
ハ、責任觀念ナキコト斯ノ如シ、鹽野法相  
之ニ倣ツテハイケナイ、吾々ハ決シテ鹽野  
法相ノ責任ヲ茲ニ糾撻セントスルノデハナ  
イ、鹽野法相ハ宜シク此司法部ノ積弊ヲ改  
メ其責任ノ所在ヲ明ニシテ、以テ司法部ノ  
威信ヲ保タレンコトヲ茲ニ決議スル所以ナ  
ノデアル(拍手)今日小山、小原氏ノ如キ、  
既ニ司法部ヲ出タ者ニ對シテハ、アナタカ  
ノデアル(拍手)今日小山、小原氏ノ如キ、  
ノデアルマスケレドモ、今日尙ホアナクノ  
部下ニ居ル者ニ對シテハ、何處マデモ責任  
ヲ明ニシナケレバナラヌノデアル、司法部  
ニハ輿論ノ制裁ナク、德義ノ制裁ガナイガ  
如クニ考ヘテ居ル者ガアツタナラバ、非常ナ  
間違デアル、今日司法部ニ於テハ、不平ハ  
鬱屈シテ發セナイデ居ルノデアリマスガ故  
ニ此儘ニシテ置イタナラバ、蓋シ收拾ス  
全ク其通り是ハ一例デアリマス、近來權力  
無ク、金力無キ大衆ハ鬭争スル力ヲ奪ハレ  
マシテ、無實ノ罪ニ泣キツ、アル者、其數  
枚舉ニ追ナイノデアリマス(拍手)學國一致  
ガ唱ヘラレ、國力充實、民力涵養ガ今日唱  
ヘラレツ、アルノ時ニ、力ヲ以テ民衆ヲ苦

法御制定ノ御聖旨ハ、永久ニ貫クコトガ出  
來ヌコトニナリマシテ、國民ノ權利保護ノ  
機關ハ、却テ國民ノ權利蹂躪ノ機關トナル  
コトヲ吾々ハ恐レ者デアル(拍手)  
サウ云フヤウナ次第ゴザイマスルガ故  
ニ、切ニ鹽野氏ガ誠意ヲ以テ此決議ヲ實行  
セラレンコトヲ要望スル次第デアリマス  
(拍手)

○議長(小山松壽君) 青木精一君

○青木精一君 簡單デスカラ自席デ申上げ  
ルコトヲ御許ヲ願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス  
○青木精一君 本決議案ニ對シマシテハ、  
本案ノ趣旨並ニ提出理由書ニ掲ゲラレケル  
所ヲテ賛成致シマス、速ニ檢察事務ノ宿  
弊ヲ一掃セラレシコトヲ切望致シマス(拍  
手)

○議長(小山松壽君) 片山哲君  
○片山哲君 簡單デアリマスカラ自席カラ  
發言ヲ御許願ヒマス

○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス  
○片山哲君 檢察權行使ニ關スル決議案ニ  
ハ私共贊成ヲ致スノデアリマス、憲法政治  
ノ要諦ハ人權ノ尊重ニ在ルコトハ云フ迄モ  
ナイノデアリマス、此人權ノ尊重ハ貧富ノ  
差別ナク、階級ノ上下ナク、公平無私ニ一  
般民衆ニ及バケレバナラヌト思フノデア  
リマス(拍手)提案者ノ説明ニ依リマスルト、  
帝人事件ハ一例デアルト申サレマシタガ、  
全ク其通り是ハ一例デアリマス、近來權力  
無ク、金力無キ大衆ハ鬭争スル力ヲ奪ハレ  
マシテ、無實ノ罪ニ泣キツ、アル者、其數  
枚舉ニ追ナイノデアリマス(拍手)學國一致  
ガ唱ヘラレ、國力充實、民力涵養ガ今日唱  
ヘラレツ、アルノ時ニ、力ヲ以テ民衆ヲ苦

シメルガ如キ舊式ナル封建時代ノ遺物デア

ル検察制度ノ存在スルコトハ、洵ニ國民ノ

恥辱デアルト吾々ハ信ズルノデアリマス、

(拍手)私ハ此意味ニ於キマシテ革新政策ノ

一步トシテ、今日ノ検察制度ヲ根本的ニ改

革シナケレバナラスト存ズルノデアリマス

(拍手)私ハ是ニ於テ民衆ノ人權尊重ヲ基調

ト致シマス所ノ根本的検察制度ノ改革ヲ斷

行シナケレバナラスト云フ意味ニ於キマシ

テ、本案ニ賛成スル次第アリマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 是ニテ討論ハ終局致

シマシタ——司法大臣ヨリ發言ヲ求メラレ

テ居リマス、之ヲ許シマス——鹽野司法大

臣  
〔國務大臣鹽野季彦君登壇〕  
○國務大臣(鹽野季彦君) 決議案ノ御趣旨

ニ付テハ、篤ト拜聽致シマシタ、近時檢察權ノ運用ニ付キマシテ、兎角ノ非難ガアリマスルコトハ、洵ニ遺憾ト存ズル次第デアリマス、私ハ就任以來銳意是ガ改善ニ努力致シテ居リマスルガ、尙ホ今後ニ於キマシテハ絶對ニ斯ルコトノナイヤウニ誠意ヲ以テ努力スル考デゴザイマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス  
(總員起立)  
○議長(小山松壽君) 起立總員  
(拍手起立)

○議長(小山松壽君) 仍テ本案ハ全會一致、可決致シマシタ(拍手)日程第一、石油資源開發法案ノ第一讀會ヲ開キマス——吉野商工大臣

## 第一 石油資源開發法案(政府提出)

### 第一讀會

#### 石油資源開發法案

#### 石油資源開發法

第一條 石油ヲ目的トスル鑛業權者(以

下石油鑛業者ト稱ス)ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出

ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府鑛利保護上必要アリト認ムルトキ

ハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ石油鑛業者ニ對シ試掘助成金ヲ交付スルコトヲ得

第三條 政府ハ前條ノ試掘助成金ニ依ル試掘ノ結果開發セラレタル油田ヨリ採油ヲ爲ス者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依

リ採油開始後五年間毎年採油價額ノ百

分ノ一以内ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得

前項ノ油田ノ地域及深度ハ政府之ヲ指定ス

第四條 前條第二項ノ指定ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第五條 許款ノ行爲ヲ以テ第一條ノ試掘助成金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

第六條 第三條ノ規定ニ依ル納付金及前

條ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ

先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ石油鑛業者ニ對シ採油ノ制限又ハ増加ニ關シ必要

ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規

定ニ依ル命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第七條 政府石油資源ノ開發促進上必要

アリト認ムルトキハ石油鑛業者ニ對シ其ノ業務及會

務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ

其ノ鑛區ノ開發方法其ノ他必要ナル事項ニ付他ノ石油鑛業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

石油鑛業者ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又接スル自己ノ鑛區ノ境界線ヨリ五十メートル以内ノ地域ニ於テ採掘ヲ爲サンニ付豫メ隣接鑛區ノ石油鑛業者ト協議ニ付豫メ隣接鑛區ノ石油鑛業者ト協議ヲ爲スペシ

又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

政府ハ石油鑛業者ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第七條第二項ノ規定ニ依ル協議ヲ爲サズ又ハ協議調ハザル以前ニ採掘ヲ爲シタル者

三 第八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ爲スコト能ヘズ又ハ協議調ハザルトキハ政府ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

四 第九條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ試掘又ハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

五 第八條政府石油資源ノ開發促進上必要アリト認ムルトキハ石油鑛業者ニ對シ試掘又ハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

六 第九條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ試掘又ハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

七 第十二條左ノ各號ノ一一該當スル者ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條第一項ノ規定ニ違反シ事業計畫ノ届出ヲ怠リ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者

二 第一條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル者

三 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十條第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者



竝ニ産業者ニ取リマシテ、燃料ノ供給確保、是ハ實ニ毎日ノ飯ノ問題デアリマス、飯ノ根本對策ハ即チ燃料ノ供給確保デアリマス、此燃料供給確保ガ出來マセヌケレバ、彼等數百万ノ關係業者ノ其前途ニ待ツモノハ唯死若クハ轉業アルノミデアリマス、是等數百万ノ國民ノ死ハ、或ハ轉業ハ、直チニ產業ノ根本的潰滅デアリマス、產業ノ潰滅ハ國力又燃料ノ缺乏ハ國防ノ根本的破壊デアリマス(ヒヤク)又漁船ノ問題ハ食糧上ニ於ノ崩壊デアリマス、國力ノ崩壊ノミナラズ、テ、國民ノ保健上ニ於テ洵ニ重大ナル案件デアリマス(拍手)今回日支事變ニ際シマシテ此供給確保ノ問題ハ、是等全國ノ燃料消費者ニ對シマシテ、俄然大ナル犠牲ヲ與ヘツ、アリマス、國防上ニ對シマシテ、國防ノ完璧ヲ期スルガ爲ニハ、是等數百万ノ關係業者ハ一切ヲ忍ンデ、是ガ消費ノ節約ヲ行ヒマシテ、國家ニ貢獻セント致シテ居リマス、全國自動車運輸業者ハ、商工省營業改善委員會ニ於キマシテ、消費ノ節約ノ根本問題ヲ審議致シ、更ニ全國自動車聯合會ハ、鐵道省、商工省、陸軍省、海軍省、內務省等ノ關係官省竝ニ全國業者及ビ自動車關係業者ノ一大合同調査會ヲ開キマシテ、合理的消費ノ節約竝ニ燃料ノ供給確保ノ問題ニ付キマシテ研究致シマシタ、其結果トシテ現ハレマシタモノハ、帝都ニ於キマシテハ流シノ禁止ノ問題トナリ「タクシー」竝ニ「トラック」ノ商業組合ノ結成トナリ、更ニ「メーター」制ノ實施トナリマンタコトハ、既ニ諸君ノ御承知ノ通リデアリマス、更ニ

全國ニ於キマシテ、商業組合ノ結成ヲ獎勵シマシテ、以テ經濟統制ヲ圖シテ其現狀ノ打開ニ努メテ居リマスルガ、既ニ七十有餘ノ商業組合ノ結成ガ事變以來出來テ參りマシタ、之ニ依リマシテ約一割ノ「ガソリン」ノ消費ノ節約ヲ行ハシメマシタ、併ナガラアリマス、自動車業者ノミガ、今日國內ニ於テ日本ノ金券ニ代フルノニ「ガソリン」ヲ購買スルニ當ツテ切符制度ヲ行フト云フ事情ニ立到ヅテ參リマシタコトハ、洵ニ慎重ニ考ヘナケレバナラヌ事情デアルト思ヒマス、併ナガラ固ヨリ忠誠ヲ念ト致シテ居リマスル九割ノ消費者デアリマスル全國業者ハ、假令死ニマシテモ喜ンデ此際國防ノ犠牲トナラウト云フ覺悟ハ致シテ居リマス、併ナガラ是カラ先ドノ位經チマシタナラバ、燃料ノ供給確保ガ出來ルカト云フ問題デアリマシテ、更ニ日本ノ財政上ノ觀點カラ致シマシテモ、年々數億万圓ノ油ヲ輸入スルト云フコトハ、實ニ重大ナル問題デアリマシテ、茲ニ眞剣ニ政府ノ燃料國策、供給確保ノ根本策ヲ承リタイト思フノデアリマス、政府ノ燃料國策ノ供給確保ト云フコトハ、其目標ハ何デアリマスカ、自給自足デアリマスカ、或ハ又日本國內ニ於テ使用致シマスル總量ノ何割カヲ國內デ造ツテ、他ノモノハ依然トシテ輸入ニ仰グ方針デアリマスカ、私ノ意見トシテハ、燃料ノ國策、供給確保ト云フ問題ハ、斷ジテ自給自足ノ立前ヲ執ラケレバナラヌト考ヘマス、商工大臣ノ

御所見ヲ承リタ伊ト存ジマス、自給自足ト致シマスレバ、其方法ハドウスルノデアリマスカ、人造石油ニ依ルノデアリマスカ、天然石油ニ依ルノデアリマスカ、又天然石油ニ對シマシテハ、七億七千万圓、七箇年計畫ニ依リマシテ、帝國燃料株式會社ニ依テ、毎年重油「ガソリン」各百万「キロリットル」ヲ製造シヨウト云フ譯デアリマスガ、此會社ニ重點ヲ置クノデアリマスカ、或ハ又天然石油資源開發ニ重點ヲ置クノデアリマスカ、私ノ考ハ、人造石油ト天然石油資源開發トハ、丁度車ノ兩輪ノ如ク並行シテ行ハネバナラヌト考ヘマスガ、吉野商工更ニ一つノ疑ガ用ジテ參リマス、同一ニ公平ニアルベキ兩者ノ間ニ、差別ノ待遇ヲ致シマス、若シ私ト同意見デアリマスナラバ、シマスルト云フコトハ、ドウ云フ理由デアリマスカ、即チ帝國燃料株式會社ニ對シマシテハ色々ノ特典ガアリマス、七箇年間所得稅、營業收益稅、地方稅等免除、更ニ製造ニ必要ナル所ノ機械器具ノ輸入ノ免除、其上製造獎勵金ノ下付ガアリマス、天然石油ノ本日提案ニナリマシタル此問題ニ付キ他ニハ特典ガナイノミナラズ、第三條ニ於テ採油開始後五箇年間毎年採油價額ノ百分二以内ニ相當スル金額ヲ納付セシムルト云フコトヲ規定シテアリマスル、此第三條ノ如キハ、燃料國策ノ大方針ノ上カラ考へ

テ見マスルト、餘リ情ナイヤウナサイ考  
ヘ方デハナイカト思フノデアリマス、此兩  
者ヲ同様ニ待遇致シマシテ、燃料國策ノ完  
璧ヲ期スルコトガ適當ト考ヘマスルガ、商  
工大臣ノ所見ハドウデアリマスカ、御伺致シ  
マス、本案ハ二千万圓五箇年繼續事業デア  
リマス、政府ハ果シテ五箇年後ニ於テ何百  
万「キヨリットル」ノ石油ヲ確保スル見込デ  
アリマスルカ、此點ヲ御伺致シマス、若シ  
見込ガ立チマセヌケレバ、供給確保ト云フ  
根本的對策ハ、マダ確立ハ出來得マセヌガ、  
其場合ニハドウ云フ方針ヲ御立ニナルノデ  
アリマスカ、代用燃料其他適當ナル對策ガ  
アリマスカ、更ニ御尋致シマスルガ、政府  
ハ日本ノ對支對滿政策ノ問題ニ付キマシテ  
ハ、屢々内外ニ聲明致シテ居リマス、產業ノ  
擴充、經濟ノ提携、國防ノ完璧ヲ期スル爲  
ニ、滿洲及ビ支那ニ對シテ產業、國防、交通、  
運輸等ノ諸般ノ施設ヲ行ハネバナラヌト考  
ヘマスルケレドモ、左様致シマスルト云フ  
ト、之ニ要スル燃料ノ供給確保ノ問題ハ、  
日滿支ヲ一體トシテ考ヘネバナラヌコトハ  
當然デアリマスルガ、若シ同感デアリマス  
ルナラバ、本案ハ日本内地ダケノ燃料確保  
ノ提案デアリマシテ、甚ダ小規模デアルト  
存ジマス、日滿支一體トシテ燃料對策ニ對  
シテ、商工大臣竝ニ陸軍大臣ノ御所見ヲ承  
リマス、若シ私ノ意見ノ如ク、日滿支ヲ一  
體トシテ本案ヲ提案シナカツタデアリマシ  
タナラバ、更ニ政府ハ日滿支一體トシタル  
所ノ大規模ノ豫算案ヲ提案スル御考ガアリ  
マスカ、之ニ付テ御伺ヲ致シマス、若シ御

提案ラナサルト云フ御趣旨ガナイノデアリマスレバ、供給確保ノ問題ハ、供給確保ヲスルコトガ出來マセヌ、即チ羊頭ヲ懸ゲテ狗肉ヲ賣ルモノト私ハ考ヘルノデアリマス。次ニ帝國燃料株式會社ノ問題ニ付テ御尋致シマスガ、其生産「コスト」ノ關係カラ、工場ヲ滿洲、朝鮮、九州、北海道等ニ造ラウト云フ見込書デアリマスルケレドモ、今回ノ事變ニ依リマシテ、北支ガ當然其中ニ入ラナケレバナラスト考ヘマスルガ、北支ノ經濟開發ニ件ヒマシテ、低廉ニシテ無盡藏ナル、殊ニ石油含量ノ極メテ多イ石炭ヲ有シマスル北支ニ對シテ、燃料國策上ヨリ商工大臣ニ御尋ヲ致シマス。

政府ハ燃料國策、供給確保ノ將來ニ對シ

テ、液體燃料、天然石油ノ政策ヲ樹立シタ考ヘテ居リマスルガ、帝國燃料株式會社ハ七箇年繼續事業デアリマシテ、天然石油ハ五箇年ノ繼續事業デアリマス、何レモ現在ノ供給確保ニハ間ニ合ヒマセヌ、然ラバドウ云フ考ヲ御持チニナツテ居リマスカ、私ハ現在ニ即應シタル燃料對策ト致シマシテ、申ス迄モナク眞ノ國策ハ國民ヲシテ各、其所ヲ得シムルニアリマス、併ナガラ刻下ノ非常時ニ際シマシテハ、日本人トシテリマス、百數十万ノ國民ガ所ヲ失フト云フ

コトハ、尙ホ忍ブコトガ出來マスケレドモ、スルナラバ、實ニ天下ノ大問題デアリマス、私ハ深ク之ヲ憂フル者デアリマス（拍手）現狀ニ即應致シマシタル政府ノ燃料對策ノ確信ニ付テ御伺ヲ致シマス。

消費ノ節約ハ今後ドノ程度マデ行ハレルノデアリマスカ、全國ノ自動車運輸業者ノ生活ノ現狀ハ非常ニ困ラテ居リマス、加フルニ非常時局ニ際シマシテ、其稼ギノ本デアリマスル「トラック」、乗用車等ハ徵發ヲサレテ、殘ラク車ハ少クナツテ居リマス、隨テ少クナツク車デ稼グノデアリマス、更ニ其原料デアリマスル所ノ「ガソリン」ハ節約サレテ參リマシテ、今後割當切符制度ニ依ラナケレバナラスト云フコトハ、既ニ決定的ノ事實デアリマス、石油ノ市價ハ上ヅテ參リマス、自動車ハ高値トナリマス、「タイヤ」ハ上ヅテ參リマス、自動車稅ハ又上ヅテ參リマシタ、洵ニ手枷足枷デアリマシテ、唯座シテ自滅ノ一途ヲ辿ルノミデアリマス、更ニ漁船、發動機船ノ問題ニ付キマシテモ、之ニ付テ御伺ヲ致シマス。

更ニ又々今回ノ支那事變特別增稅計畫中、第十九條ノ通行稅ノ中ニ乘合自動車、汽船ガ入ッテ居リマス、第三十八條中ニハ乗合自動車ガ入ッテ居リマス、洵ニ國家產業擴充ノ爲ニ悲シマザルヲ得マセヌ、大藏大臣スルキヲ強ユルモノデアリマス、代用燃料ト難キヲ強ユルモノデアリマス、代用燃料ト致シマシテハ、木炭「ガソリン」ガアリマスガ、木炭瓦斯發生器ヲ据付ケルト云フコトハ非常ニ高額ノ金ヲ要シマス、而モ木炭ハリマスル「ガソリン」ヲ使用スルト殆ド同様ノ負擔ヲ要シマス、代用燃料ノ普及發達ヲ圖ルニ當リ、木炭瓦斯發生器ノ買入ニ對シテ、現在「ガソリン」ヲ使用スルト殆ド同様ノ負擔ヲ要シマス、代用燃料ノ普及發達ヲ圖ルニ當リ、木炭瓦斯發生器ノ買入ニ對シテ、補償金制度ノ確立ヲ徹底スル御考ガアリマスルカ、大藏大臣ニ御伺致シマス。

交通ノ統制ヲ行ウテ合理的節約ヲ行ヒ、事實デアリマス、市「バス」、或ハ四十數路線ニ垂ントスル私設「バス」ガ、無統制ニ隨所ニ同ジ軌道ニ向ヅテ走ヅテ居リマス、是等ノモノヲ根本的ニ統制ヲ致シマシテ、現在ノ燃料確保ノ根本的解決ヲスルコトハ、急務中ノ急務デアルト考ヘマスルガ、鐵道大ノモノガナケレバ、到底燃料ノ供給確保ト云フコトハ出來得マセヌ、丁度是ハ不忍池ノ廻リヲ自轉車競争ヲシテ居ル姿ト同様デアリマシテ、人造石油、天然石油ノ完成ノ時分ニハ、年々石油ノ輸入ガ現在四五千萬圓、増加致シマスル所ノ現状ハ、日本ノ產業ガ限りナク伸びテ行ク姿デアリマスルカラ、五箇年、七箇年計畫後ニ於テハ、更ニ大計畫ヲ要スルモノガナケレバ、到底燃料ノ供給確保ト云フコトハ出來得マセヌ、斯ウ私ハ考ヘマスルガ、政府ニ於キマシテハ、現在デ満足セスルト云フ御考ニナツテ居リマスルカ、御所スル行爲ヲ爲シテ居ル、甚ダ遺憾デアリマス、其後政府ハ適當ナル對策ヲ講ジテ満足セス

充ノ爲ニ悲シマザルヲ得マセヌ、大藏大臣スルナラバ、實ニ天下ノ大問題デアリマス（拍手）現狀ニ即應致シマシタル政府ノ燃料對策ノ確信ニ付キマシテモ、政府ハ非常時局ニ際シマシテ、其稼ギノ本デアリマス、代用燃料ト難キヲ強ユルモノデアリマス、代用燃料ト致シマシテハ、木炭「ガソリン」ガアリマスガ、木炭瓦斯發生器ヲ据付ケルト云フコトハ非常ニ高額ノ金ヲ要シマス、而モ木炭ハリマスル「ガソリン」ヲ使用スルト殆ド同様ノ負擔ヲ要シマス、代用燃料ノ普及發達ヲ圖ルニ當リ、木炭瓦斯發生器ノ買入ニ對シテ、現在「ガソリン」ヲ使用スルト殆ド同様ノ負擔ヲ要シマス、代用燃料ノ普及發達ヲ圖ルニ當リ、木炭瓦斯發生器ノ買入ニ對シテ、補償金制度ノ確立ヲ徹底スル御考ガアリマスルカ、大藏大臣ニ御伺致シマス。

交通ノ統制ヲ行ウテ合理的節約ヲ行ヒ、事實デアリマス、市「バス」、或ハ四十數路線ニ垂ントスル私設「バス」ガ、無統制ニ隨所ニ同ジ軌道ニ向ヅテ走ヅテ居リマス、是等ノモノヲ根本的ニ統制ヲ致シマシテ、現在ノ燃料確保ノ根本的解決ヲスルコトハ、急務中ノ急務デアルト考ヘマスルガ、鐵道大ノモノガナケレバ、到底燃料ノ供給確保ト云フコトハ出來得マセヌ、斯ウ私ハ考ヘマスルガ、政府ニ於キマシテハ、現在デ満足セスルト云フ御考ニナツテ居リマスルカ、御所スル行爲ヲ爲シテ居ル、甚ダ遺憾デアリマス、其後政府ハ適當ナル對策ヲ講ジテ満足セス

スル行ヲセシメタト考ヘテ居リマスルガ、其後ノ經過ノ大要ニ付テ承リタイト考ヘマス、更ニ農林大臣ニ御伺致シマス、「アルコール」ヲ一〇%混入スルト云フ法律ヲ施行致

シマシタガ、總量約七百万「ガロン」ニ相當スル「アルコール」ヲ造ルベキ馬鈴薯ノ用意ガアリマスルカ、ドウデスカ、之ニ對シテ又如何ナル對策ヲ持ツテ居リマスルカ御伺ヲ致ジマス

更ニ鐵道大臣ニ御伺ヲ致シマスルコトハ、產業ノ發達ヲ圖ル爲ニ常ニ運輸業者ヲ保護シ、指導シ、其監督ヲ爲スベキ任務ヲ持ツテ居ル鐵道省ハ、一方ニ監督權、許可權ヲ有シテ居リマシテ、自ラ省營「バス」ヲ經營シテ、民間運輸業者ト常ニ摩擦ヲ致シテ居リマスルガ、將來如何ナル對策ヲ有シテ居ラレマスルカ、之ニ對シテ御伺ヲ致シマス、右様ノ質問ヲ以テ大體私ノ質問ヲ終リマスルガ、答辯如何ニ依リマシテハ、更ニ再質問ヲ致シマス(拍手)

(國務大臣吉野信次君登壇)

○國務大臣(吉野信次君) 只今石油問題ニ關シマシテ、色々多岐ニ瓦ル御尋ガゴザイ答ヲ申上げマス、只今政府デ考ヘテ居リマスル石油ノ供給ノ根本方策致シマシテハ、今後五年ヲ期シマシテ人造石油ト、揮發油ト、重油ト各、百万升乃至二百万升、之ヲ完成シタク、ソレカラ同時ニ國內ノ油田ヲ開發シタク、唯國內ノ油田ノ方ハドレダケノ數量ニナリマスカ、掘ツテ見マセヌト、ハッキリ分リマセヌガ、先づ大體ニ於キマシテ、人造石油ト國內油田ノ開發トニ依リマシテ、五年後ニ於キマシテ石油ノ需要供給ノ半分ダケ自給ガ出來ルト、斯ウ云フ方針ヲ採ツテ居リマス、併シ御話ノ通リソレデ

ハアトノ半分ハ外國ノ油ニ依存スルコトニナルノデアリマスカラ、是ハ十分トハ考ヘトニ付キマシテモ考ヘタイト思ツテ居リマス

ソレカラ應急ノ措置ト申シマスカ、現在テ居リマセヌ、隨ヒマシテ人造石油事業ト云フモノノ今後ノ進展ノ工合、國內油田ノ開發ノ工合、或ハ海外ニ於ケル石油資源ト云フモノノ獲得、サウ云フヤウナ問題ノ進展如何ニ依リマシテハ、更ニ一步々々自給自足ノ域ニ達スルヤウニモウ一過考ヘ直スト云フ時期ガアルダラウト考ヘテ居リマス、天然ノ石油ノ開發ト、ソレカラ人造石油トノ間ニ何カ政府ノ保護ノ工合ガ均衡ガ取レテ居ラナイデヤナイカト云フヤウナ御尋ガゴザイマシテ、唯事柄ノ性質上保護ノ方法ガ各、違ツテ居ルト云フダケデゴザイマシテ、ドチラヲ重ンジ、ドチラヲ蔑ロニスルト云フ考ハゴザイマセヌ、ソレカラ滿洲、北支方面ヲ打ツテ一丸トシテ考ヘナケレバイカヌデヤナイカ、是ハ全ク御話ノ通りアリマス、今日マデノ所滿洲ナリ、北支ノ方面ニ於キマシテ、石油ノ資源ト云フモノニ付キマシテ、マダ具體的ナ目星シイモノガ見當リマセヌノデ、是ハ何レ今後ノ調査ト相俟チマシテ、ソレドノ向ト能ク打合セラ致シマシテ進ヌタイト思ツテ居リマス、唯天然デナク、人造石油ノ方デ北支ノ石炭ヲ基礎トスル、是ハ御承知ノ通リ帝國燃料會社ヲ作リマス時ニハ、マダ北支ノ石油ノ貯藏義務ニ關スル御話ガゴザイマシタガ、アノ問題ニ付キマンテハ御承知ノ通リ外油側トノ間ニ多少機密ヲ要スルヤウナ點モゴザイマスカラ、委員會等ニ於キマシテ適當ノ機會ニ御話ヲ申上

ガルコトニ致シタイト思ヒマス

○政府委員中村三之丞君登壇) 乗合自動車通行稅課稅ノ問題ニ付キマシテ御答ヲ申上げテ、一定ノ路線ヲ定期的に走リマスル乗合自動車ニ五十軒以上ニ於テ課稅ヲ致シマスルコトハ鐵道、電車トノ均衡上已ムヲ得ナイ次第デゴザイマス、隨テ支那事變特別稅法ニ此條項ヲ削ルト云フコトハ、當局ニ於テ其意思ハ持ツテ居ラヌノデアリマス

次ニ補助金ノ問題ニ付キマシテハ、將來大イニ考慮致シタク存ジテ居リマス

(政府委員高橋守平君登壇)

○政府委員(高橋守平君) 農林省ニ關シマスル御質問ニ對シマシテ御答致シマス、只此大藏省ガ燃料用無水「アルコール」ノ製造計畫ニ對シマシテ、ソレニ順應シテノ原料ノ準備ニ對シマシテハ、十分ナル方策ヲ講ジテ居ル積リデアリマス、十三年度ノ豫算ニ於キマシテモ約五十三萬圓ノ此方面ニ對スル豫算ヲ協贊シテ戴キマシタ、隨ヒマシテ此豫算ニ依リマシテ十三年度ニ於キマシテハ、約一億四千万貫ノ原料ヲ提供スル豫定デアリマス、尙ホ十九年度ニ於キマシテハ六億四千万貫ノ原料ヲ供給スル計畫ノ下ニ萬遺憾ナキヲ期シテ居ル次第アリマス

(政府委員町尻量基君登壇)

○政府委員(町尻量基君) 陸軍大臣ニ對シマスル御尋ノ件ニ關シマシテ、大臣只今總動員ノ方ノ會議ニ出テ居リマス關係上、政府委員ヨリ御答申上げマス、日滿支ヲ一體トシテノ燃料對策ニ對スル件ハ、先程商工大臣ヨリ詳細ニ御答ガゴザイマシテ、陸軍ト致シマシテ何答之ニ附加ヘル事項ハゴザ

イマセヌ、滿洲ニ於キマシテハ、既ニ各方

面ニ「ボーリング」ヲ實施致シマシタリ、相當石油資源ノ探求ニ努力ヲ致シマシタガ、遺憾ナガラ只今マデマダ成果ヲ得ルニ至ツテ居リマセヌ、北支ノ豐富ナル石炭資源ノ利

用、是モ只今商工大臣カラ御答ガゴザイマシタ如ク、燃料政策上非常ニ必要ナモノト是ガ開發利用ヲ致シマス爲ニ、陸軍ト致シマシテモ目下非常ニ努力ヲシテ研究中デゴザイマス、大體ニ於キマシテ少クモ百万噸位ノ人造石油ヲ、五箇年以内ニハアノ方面カラ得タイト云フヤウナ積リテ、目下研究中デゴザイマス、尙ホ國防上燃料對策ハアレデ宜イノカト云フヤウナ御質問ガアッタト存ジマスルガ、是ハ陸軍ニ關シマスル限り、不安ノナキ如ク有ユル對策ヲ講ジテ居リマスルガ、燃料ノ需要ヘ益、將來增加スルト考ヘマスノデ、曩ニ立テラレマシタ燃料政策ノ實現ヲ、極力促進致シマスルト共ニ、北支其他各方面ノ資源ヲ出來ルダケ多ク利用致シマシテ、燃料問題ノ解決ニ大ニ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス(拍手)

(政府委員岸田正記君登壇)

○政府委員(岸田正記君) 山田サンニ御答

致シマス、御質問ハ、海軍トシテハ燃料ノ點ニ於テ、現在及ビ將來ニ互ツテ不安ガナイカトノ御趣旨ニ承リマシタガ、海軍ト致シマシテハ、現在ノ情勢ニ於キマシテハ、何等不安ヲ持ツテ居リマセヌ(拍手) 尚ホ將來シマシテハ、相當油ノ貯藏ヲ持ツテ居リマ

スルシ、又人造石油製造事業ノ擴張、及ビ

帝國內外ノ資源ノ開發、是等ニ依リマシテ、作戰ノ要求ニ應ジ得ル補給ヲ爲シ得ル

モノト考ヘテ居リマス、右御答致シマス(拍手)

(政府委員田尻生五君登壇)

○政府委員(田尻生五君) 鐵道大臣ニ御質

疑ノ點ニ付キマシテ、代ヅテ御答申上ゲマス、「ガソリン」消費節約ヲ主眼トシテ交通

統制ヲ爲ス意思ハナイカト云フ御尋デゴザイマスルガ、鐵道省ト致シマシテハ、「ガソ

リン」消費節約ノ立場カラダケデハアリマセヌケレドモ、陸上交通事業ノ統制ニ付キ

マシテ立法スルコトト致シマシテ、近ク法案ヲ本院ニ提出致シマシテ御審議ヲ願フ積

リデ居リマス、隨ヒマシテ若シ其法案ガ成

立致シマスレバ、東京市内ノ例ヲ仰セニナ

リマシタガ、サウ云フコトモ自然實現出來ルカト考ヘテ居ル次第ゴザイマス、次ニ

省營「バス」ト民營「バス」トノ關係デアリマスガ、民營「バス」ガ地方ノ交通運輸ノ爲ニ、重大ナル使命ヲ持ツテ居ルコトハ申ス迄

モナイノデアリマス、又一方省營「バス」モ國有鐵道ニ關聯シテ、交通政策上之ヲ整備

スル必要ヲ認メテ、先年來實施シテ居ルノ

デアリマスガ、何レモ今後國內ノ交通運輸發達ノ爲ニ、益其發展ヲ期セネバナラスト

思ヒマス、先程仰セノ通り、動モスレバ雙方ノ間ニ摩擦ヲ生ズル虞アルコトニ鑑ミマ

シテ、將來ハ一層注意ヲ致シマシテ、雙方

シテノ使命ヲ果スヤウニヤツテ交通機關ト

摩擦ノ起ラナイヤウニ、相俟ツテ交通機關ト

シテノ使命ヲ果スヤウニヤツテ行ク積リデ

アリマス(拍手)

○山田清君 私ノ質問ニ對シマシテノ政府ノ答辯ニハ満足ノ出來ナイ點モ多々アリマスガ、詳細ナ問題ハ委員會ニ譲リマシテ、

私ハ質問ヲ打切りマス

(土倉宗明君登壇)

○土倉宗明君 土倉宗明君

○土倉宗明君 只今議題トナツテ居リマス、付テ二三ノ御質疑ヲ申上ゲテ見タイ

ト存ジマス、石油資源ノ開發ハ、平時產業ノ上ニ於キマシテモ、現時ノ事態下ニ於キ

マシテモ、極メテ重要ナルモノデアルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、殊ニ此大切

ナル資源ヲ我ガ日本ノ國內資源ニ俟ツコトハ、現在ノ產出量ニ於テ非常ナ不安ヲ懷カ

ハ申ス迄モナイノデアリマス、之ヲ補ハ

ンガ爲ニ、抑、本案ヲ提出サレルニ至ツタモノデアルト考ヘマス、先程商工大臣ハ提案

理由ノ説明ニ當リマシテ、衆議院モ、貴族院モ、前議會ニ於テ此石油資源ノ開發ニ關

シテ多大ノ努力ヲサレタ、政府ニ對スル要

望ノ點ヲ酌入レタカノ如キ御説明ヲ只今

承ツタノデアリマス、是ハ固ヨリ貴衆兩院ニ

於テモ看過スベカラザル重大問題デアリマ

スカラ、敢テ昨年ノ議會ノミニラズ、積年

思ヒマス、先程仰セノ通り、動モスレバ雙

方ノ間ニ摩擦ヲ生ズル虞アルコトニ鑑ミマ

シテ、將來ハ一層注意ヲ致シマシテ、雙方

テ見マスルト、前年度マデハ約七十萬圓、

本年度ノ豫算ニ於テ約百万圓ヲ増加シテ百七十萬圓、僅カ百七十萬圓ヲ以テ此重大ナル所ノ石油資源ノ開發ニ寄與スルノデアル

ト言ハレルコトハ、餘リニモ貧弱ナル時局認識デアルト信ズルノデアリマス、是ガ數字ノ上ニ於テ本案ニハ出テ居リマセヌケレ

ドモ、豫算ノ上カラ眺メマスルト、百七十萬圓、私ハ恐ラク桁ガ違ツテ居ルノデハナイカ

ト思フ、而モ一桁ヤ二桁デハナ、我ガ日本ノ現在石油ノ消費量ト云フモノハ、海外資源トシテ之ヲ求メ、支拂ヒマスルモノハ昨年度ニ於テ約二億圓デアル、價格

ニ於テ二一億圓、數量ノ上ニ於テ内地消費量ト云フモノガ、我ガ内地ノ生產費ニ比例ヲ求メマスルト、全消費量ノ一割ニ満

タナイ所ノ產出シカ内地資源ニ依ツテ求メラレテ居ラヌノデアル、而モ重大ナル事變

下ニアツテ此石油問題ト云フコトハ實ニ重大

ナル問題デゴザイマス、歐洲大戰爭ノ時ニ「フォッシュ」元帥ト記憶致シマスルガ、一滴

ノ石油ハ一滴ノ血液ニ對比スベキモノデアル、斯ルガ故ニ前議會ニ於キマシテ

モ、帝國燃料株式會社或ハ人造石油問題、

石炭液化ト云フヤウナ問題ニ迄モ進展致シテ參ツテ居ル、又政府ノ御苦心アル所モ吾々ハ之ヲ諒承スルコトハ出來マスケレドモ

兎ニモ角ニモ我ガ日本ノ内地資源トシテ、

國內資源トシテ、尙ホ此上ニ採掘シ得フレ

ルモノナリヤ、得ラレザルモノナリヤト云

銘打ツテ出サレタ財源ガ幾何アルカト覗イ



御尤デハアルガ、左様ナ事務的ナ小サナ問題ヲ私ハ商工大臣ニ御伺致サントシタノデハナイ、助成スルカラニヘ、徹底のニ助成シナケレバナラナイ、ソレモ單ナル事業デハナイ、產業上、國防上重大ナル關係ヲ持ツ石油ナルノ故ヲ以テ、私ハ御質問申上ゲタ次第デアリマス、尙ホ海軍ノ御説明ニ於テハ、未ダ私ノ満足スル所ノモノハ得ラレマセヌデシタガ、是ハ此處ニ議論ヲスル問題デハナイト思ヒマスルガ故ニ、何レ委員會ノ機會ヲ待ツテ御伺スルコトニ致シマシテ、私ノ質問ヲ打切りマス

デゴザイマシテ、其中三割ヲ國產ヲ以テ充  
テハ、居ルノデアリマス、揮發油ニ付キマシ  
テハ、三億五千万「ガロン」ノ總消費量デ  
ゴザイマシテ、其中一割ガ國產デゴザイマ  
ス、斯様ナ狀態デゴザイマシテ、之ニ對  
シテ年々歲々一億八千万圓海外ニ支拂ヲシ  
ナケレバナラナイ現狀ニ相成ツテ居ルノデ  
ゴザイマス、此點ニ於キマシテ少クトモ政  
府ガ國防ヲ安全ニシ、而シテ今日ノ日支事  
變ニ當リマシテノ長期抗戰ニ處スル上ニ於  
キマシテハ、ドウシテモ石油資源ノ確立ト  
云フコトハ必要ナコトデアリマス、又内地  
ノ產業ヲ開發スル上ニ於キマシテモ、是ハ  
當然過ギル程必要ナコトデアリマス、然ル  
ニ政府ハ今日マデ是ガ資源開發ニ對シマシ  
テ、積極的ニ保護獎勵ヲ與ヘテ居ナイト云  
フコトハ、實ニ私共遺憾ニ感ジテ居ルノデ  
ゴザイマス、昭和二年ヨリ十年ニ至ル迄ノ  
間ニ、二百二十万六千圓ノ試掘ニ對スル獎  
勵費ヲ出シテ居リ、前年度ニ於テハ二十三  
万數千圓ノ獎勵費ヲ出シテ居ルノデゴザイ  
マス、併ナガラ我國ノ資源ヲ開發スル上ニ  
於キマシテハ、先程土倉君ノ言ハレタ通り、  
是ダケノ資源ニ對スル此試掘保護助成費デ  
ハ、到底石油國策ヲ樹立スルコトハ出來得  
ナイト私ハ信ジテ居ル者デゴザイマス（拍  
手）此意味ニ於キマシテ、私共ハ少クトモ  
政府ハ、一面ニ於テハ民間ニ於ケル石油業  
者ニ向ツテ、其試掘ニ對シ相當ノ費用ヲ以テ  
保護獎勵シ、又一面ニ於テハ我國ハ石油ノ  
資源ニ薄シイト言ハレテ居リマスケレドモ、  
少クトモ政府自ラガ相當努力ヲ致シマシテ、

我國ノ國內ニ對シテ到ル處「ボーリング」ヲ致シマシタナラバ、相當ナ資源ヲ得ルノデハナイカト私ハ想像シテ居ルノデゴザイマス、民間ニノミ委セテ置クヨリモ、政府自アルカドウカ、之ヲ第一ニ御伺シタイト存ズルノデゴザイマス

政府ハ一面曩ニ石油業法ヲ施行致シマシテ、之ニ依ツテ我國ノ業者ニ對シテ貯油義務ヲ負ハシタノデゴザイマスケレドモ、此勅令ニ依ツテ業者ガ六箇月貯油ノ義務ヲ負ッタケレドモ、現在マデ貯油ノ義務ガ實行サレテ居ルカドウカ、此點ヲ御伺シタイト存ズルノデゴザイマス

第三ニ政府ノ所信ヲ御聽申シタイコトハ、來ル四月一日ヨリ全國ニ向ツテ、各揮發油乃至ハ燃料石油ヲ消費スル所ノ業者ニ向ツテ、二割乃至ハ三割、四割ノ消費節約ヲ強要スルノデゴザイマス、此點ニ付キマシテ、私ハ長期抗戰ニ處スル爲ニ、所謂貯藏量ヲ十分ニ保有致シマシテ、安全ヲ期スル爲ニ此計畫實行ヲスルノデアルカ、又國際收支ノ決済ニ當テ之ヲ圓滑ニセンガ爲ニ、此計畫實行ヲスルノデアルカ、此計畫ニ依ツテ恐らく一億万「ガロン」ノ節約ガ出來ルデハナイカト想像シテ居ルノデゴザイマス、此點ニ付キマシテ陸軍大臣竝ニ商工大臣ノ所見ヲ御伺シタイト存ズル次第ゴザイマス

第四ニ御聽申シタイコトハ、曩ニ七億七千万圓ヲ以チマシテ帝國燃料會社ヲ作ツテ、昭和十八年マデニ燃料石油、揮發油ヲ各々百

ノ資ニ充テヨウト云フ政府ノ考へ方、私ハ  
昭和十八年デナク、此仕事ヲ今少シ早ク實  
現スルト云フ、短時日ニ是ガ實行ニ取掛  
ル云フコトガ、所謂戰時體制下ニ於キマス  
ル長期抗戰ニ處スル所以デアルト私ハ信ジ  
テ居リマスルガ、此點ニ對シテ商工大臣ハ  
如何ニ考ヘマスルカ

次ニ我國ノ消費量ハ年々歲々約三十五万  
廻ノ消費ヲ増大シテ居ルノデゴザイマス、  
此三十五万廻ノ消費ヲ増大スル上ニ於キマ  
シテ、商工大臣ハ如何ナル對策ヲ以テ此增  
加率ニ處スル御所存デゴザイマスカ、此點  
ヲ御同致シマス

以上五點ニ付キマシテ、詳細ナル御答辯ヲ  
御願シタイト存ズルノデゴザイマス(拍手)  
〔國務大臣吉野信次君登壇〕

○國務大臣(吉野信次君) 御答致シマス、  
試掘ノ助成ニ付キマシテハ、不十分デナイ  
カト云フ御言葉モゴザイマシタガ、從來モ  
色々出来ルダケノコトハヤツテ居ルノデア  
リマスガ、尙ホ今後ニ於キマシテモ、地質  
ノ調査ヤ何カ、役所ノ方デヤツテ適當デアル  
ト云フモノハ、政府ニ於テ行ヒタイト思ヒ  
マスケレドモ、試掘、採油其モノヲ國營デ  
以テヤルト云フコトハ、今日考ヘテ居リマ  
セヌ、ソレカラ貯油義務ニ付キマシテハ、一  
部分履行ガ完全デナイモノガゴザイマス、  
ソレ等モ尙ホ詳細ナルコトニ付キマシテハ、  
先程モ山田サンノ御質問ニ御答申上ゲマシ  
タ通リ、機密ナル點モゴザイマスカラ、委  
員會等ニ於テ更ニ必要ガアレバ御話ヲ申上

ゲタイト存ジテ居リマス、ソレカラ今後ヤ  
ル消費節約ガ、軍需ノ供給確保ト國際收支  
ト、ドッヂカト云フコトデアリマシタガ、是  
ハ兩方デゴザイマス、ソレカラ帝國燃料ノ  
計畫ノ五箇年ヲモワ少シ短縮シタラドウ  
カ、洵ニ御尤デゴザイマシテ、出來レバ私  
共モ一年モ早クヤリタイト思テ居リマス、  
唯何分ニモ、技術的ニモ經濟的ニモ色々ナ  
難點ガゴザイマスノデ、豫定通り進メルコ  
トモ中々困難デヤナイカト云フ風ニ考ヘテ  
居リマス、併シは出來ルダケノコトヲ致  
シマシテ、成ベク早ク實現スルヤウニ努力コ  
致シタイト存ジテ居リマス、ソレカラ將來  
ノ消費ノ増加ニ對シマシテハ、ヤハリ乏シ  
イナガラモ國內油田ト云フモノノ開發、ソ  
レカラ人造石油事業、困難デアッテモ此人  
造石油事業ト云フモノノ擴張、ソレカラ若  
シ出來レバ海外ノ石油油田ト云フモノノ  
ニ付キマシテモ、合理的ニシテ無駄ラシナ  
イヤウニスル、斯ウ云フヤウナ方法ヲ併セ  
テ用フルコトガ適切デアル、斯様ニ考ヘマ  
ス（拍手）

先づ第一ニ、此石油資源開発法ト云フノハ、如何ナル理由ヲ以テ御提案ニナッタカ、此問題ヲ伺ヒタイト思フ、商工大臣ハ説明ニ當リマシテ、石油ノ資源開発ヲ合理的、經濟的ナラシムル目的ヲ以テ、本法案ヲ提出シタト云フコトヲ仰セニナッテ居リマス、併ナガラ此開發法ノ目的ト云フモノハ、恐ラク第一條ニ存スルノデアリマセウ、即チ「石油ヲ目的トスル鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ヅベシ、之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ、政府鑛利保護上必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得」是ガ恐ラク此開發法ヲ御提案ニナッタ趣旨デアラウト思フ、又一方ニ於キマシテハ、昭和二年ノ商工省令第八號、昭和十年ノ改正第四號ニ依リマシテ、石油試掘獎勵金交付規則ト云フノガアリマス、此中ニ於キマシテハ、第三條「獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ別記様式ノ事業計畫書及機械購入費明細書ヲ添付シ商工大臣ニ提出スベシニ一項「獎勵金ノ交付ヲ受ケル者事業計畫ヲ變更セントスルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ」、第三條ノ二トシマシテ「商工大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ事業計畫ヲ變更其ノ他ノ作業ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」、第三條トシマシテ「商工大臣必要ト認ムルトキハ獎勵金ノ交付ヲ受ケル者ニ對シ其ノ事業又ハ會計ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得」、是ガ石油試掘獎勵金ノ交付規則デアリマス、恐ラク此交付金ノ交付規則ヲ以テスルナラバ、此法律ヲ提出スルコ

ノデハナカラウカト思フ、勿論此交付規則ハ、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ、其事業計畫ヲ定メテ政府ニ届出ヅルノデアッテ、受ケナイ考ノ者ハ、事業計畫ヲ出サナイ、唯此本法ニ依リマシテハ、全部ニ對シ事業計畫ヲ定メテ政府ニ届出ヅベシ、此點ダケシカ違ツテ居ラナイ、所デ實際上ノ場合ニ於テ、何レノ鑛業權者モ皆政府ノ交付モノハ悉ク政府ノ補助金ヲ得テ居ル、此現金ト云フモノヲ要望シ之ヲ冀ツテ居ル、斯ウ云フヤウナ關係カラ見テ、石油業者ト云フモノハ、悉ク政府ノ補助金ヲ得テ居ル、此現實カラ見ル場合ニ於テ、第三條以下ノ細則ト云フヤウナモノハ、或ハ許可書ノ中ニ條件トシテ幾ラデモ插入スルコトノ出來ル項目ニアラウト思ヒマス、ソレデアリマスルカラ、此法律案ヲ提出スル理由、ソレガ私共ニハドウンテモ分ラナイ、ソコデ政府ハ何ノ爲ニ此法律案ヲ提出スルノデアルカ、單ニ交付規則ニ依ツテハ、獎勵金ヲ貰ヒタイ人ダケシカ事業計畫ヲ提出シナイ、本法ニ於テハ皆提出サセルノデアルト云フ點ノミガ、本法ヲ提案シタ理由デアルカドウカ、其本法提案ノ理由ニ對シテ政府ノ意向ヲ承リタ法イト思ヒマス

ク能ク考慮シテ行フニアラズンバ、他ノ國策ト背馳スルヤウナ場合ナキニシモアラズデアルト思ヒマス、例ヘバ昨年十二月ノ半バニ於テ、鐵道省令ニ於キマシテ、民間運輸業ニ對シテ一割ノ石油ノ節約ヲ御命令ニナツタ、其結果トシテ、或ハ「バス」ノ關係ニ於テ、或ハ運輸關係ニ於テ、色々ナル摩擦ガ生ジタト云フコトハ是ハ皆サンノ御承知ノ事實デアル、今度ハ更ニ擴張シテ四月ノ一日カラ自家用自動車四割、「タクシー」三割、貨物自動車二割ノ節約ヲスペク、政府ハ考ヘテ居ラレルヤウデアル、併ナガラ若シサウ云フヤウナコトヲ徹底的ニ運行セントスルナラバ、恐ラク日本内地ニ於ケル運輸營業ト云フモノハ、可ナリノ意味ノ壓迫ヲ受ケルノデハナイカト思ヒマス、同時ニ自動車ノ使用ト云フモノモ、非常ニ臺數ヲ減ズルヤウナ工合ニナルノデハナイカト思ヒマス、一面ニ於テ自動車業法ヲ作ツテ盛ニ國產自動車ノ使用ヲ獎勵シナガラ、他面ニ於テ斯様ナ掣肘ヲ加ヘテ、國產自動車ノ使用ヲ防止シ、禁壓ヲスルヤウナ法令ヲ出スコトハ、洵ニ矛盾撞著シテ居ルノデハナイカト思ヒマス、斯ウ云フ風ナ問題ニ關シテ、政府ハドウ云フ風ナ御所見ヲ持ツテ居リマスカ、自動車業法ニ對シテノ摩擦ヲ除クコトニ付テ、ドウ云フヤウナ考ヲ御持チニナツテ居リマスカ、政府ノ所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス



○副議長(金光庸夫君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(金光庸夫君) 御異議ナント認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、

日程第二、樺太地方鐵道補助法中改正法律案、

日程第八、東洋拓殖株式會社法中改正法律案、

右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キ

マス——拓務大臣大谷尊由君

第二 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第四 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第五 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第六 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第七 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第八 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第九 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十一 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十二 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十三 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十四 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十五 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十六 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十七 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十八 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第十九 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十一 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十二 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十三 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十四 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十五 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十六 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十七 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十八 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第二十九 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十一 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十二 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十三 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十四 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十五 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十六 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十七 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十八 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第三十九 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第四十 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第四十一 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第四十二 樺太地方鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

## 二 前條第二項ノ期間中ハ毎營業年度

ニ於ケル建設費ニ對シ年五分ノ割合

ニ相當スル金額但シ毎營業年度ニ於

ケル益金カ建設費ニ對シ年一分ノ割

合ニ相當スル金額ヲ超ユルトキハ其

ノ超過額ハ之ヲ補助金額ヨリ控除ス

## 東洋拓殖株式會社法中改正法律案

第一條中「朝鮮及外國」ヲ「内地以外ノ地城」ニ改ム

第七條中「總裁一人」ヲ「總裁副總裁各一人」ニ改ム

第八條第二項中「理事中一人」ヲ「副總裁」ニ改メ同條第三項ヲ左ノ如ク改ム

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定期ノ如ク舉ラズ、仍テ當分政府ヨリ相當ノ

スルモノガアルノデアリマスガ、其業績豫

スコトヲ得

第七條中「補助ヲ受クル會社」ヲ「補助ヲ受クル鐵道ノ管理者」ニ改ム

第八條ヲ削リ第九條ヲ第八條トス

金ハ政府ノ定ムル所ニ依リ算出シタル

額ニ依ル

第九條第一項中「總裁及理事」ヲ「總裁、副總裁」ニ改ム

第十條中「總裁及理事」ヲ「總裁、副總裁及東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ分掌スル理

事」ニ改ム

第十一條第二項中「外國」ヲ「朝鮮以外ノ地域」ニ改ム

第十二條第一項中「十倍」ヲ「十五倍」ニ改ム

第十三條第二項中「第一百九十九條」ヲ「第二百四十九條及第二百條ノ二」ニ改ム

第十四條ノ二削ル

第十五條ノ二削ル

第十六條ノ二削ル

第十七條ノ二削ル

第十八條ノ二削ル

第十九條ノ二削ル

第二十條ノ二削ル

第二十一條ノ二削ル

第二十二條ノ二削ル

第二十三條ノ二削ル

第二十四條ノ二削ル

第二十五條ノ二削ル

第二十六條ノ二削ル

第二十七條ノ二削ル

第二十八條ノ二削ル

第二十九條ノ二削ル

第三十條ノ二削ル

第三十一條ノ二削ル

第三十二條ノ二削ル

第三十三條ノ二削ル

第三十四條ノ二削ル

第三十五條ノ二削ル

第三十六條ノ二削ル

第三十七條ノ二削ル

第三十八條ノ二削ル

第三十九條ノ二削ル

第四十條ノ二削ル

第四十一條ノ二削ル

第四十二條ノ二削ル

第四十三條ノ二削ル

第四十四條ノ二削ル

第四十五條ノ二削ル

第四十六條ノ二削ル

## 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣大谷尊由君登壇)

○國務大臣(大谷尊由君) 只今議題トナリ

マシタ樺太地方鐵道補助法中改正法律案提

出ノ理由ヲ簡單ニ御説明致シマス、樺太ニ

マシタ樺太鐵道ノ如キハ、國有

鐵道ノ代行線タル意義ヲ持ツ重要幹線ニアリマ

ス、而シテ是等ノ鐵道ハ樺太開發上重要ナ

使命ヲ有シ、殊ニ樺太鐵道ノ如キハ、國有

鐵道ノ代行線タル意義ヲ持ツ重要幹線ニアリマ

ス、尚ホ補助方法ニ付キマシテ

テ、現在ノ補助期間十五年ヲ、必要ニ應ジ

テ更ニ五年ヲ限リ伸長シ得ルコトニ致シマ

ノデアリマス、尚ホ補助方法ニ付キマシテ

モ、現下經濟界ノ趨勢ニ鑑ミマシテ、此際

朝鮮及ビ臺灣ニ於ケル私設鐵道補助法等

ノ例ニ倣ヒ、之ヲ改正スルコトニ致シマシ

タノデアリマス

次ニ東洋拓殖株式會社法中改正法律案ニ

付テ御説明申上ダマス、東洋拓殖株式會社

ノ營業ハ、近年次第ニ順調ナル發達ヲ遂ゲ

テ参リマシテ、其投資額、収益額モ逐年増

加シ、經營事業ノ種類内容モ複雜多岐トナ

リ、營業地域モ漸次擴張セラル、ニ至リマ

シタノデ、茲ニ副總裁一人ヲ置キ、總裁ヲ

輔佐シテ社務ノ統轄ニ當ラシメ、以テ社務

ノ圓滑運営ナキ運行ヲ圖リマスト共ニ、參

與理事ノ制度ヲ設ケマシテ、各方面ニ於ケ

ル達識者ノ參畫ヲ求メ、以テ同社ノ使命達

成上遺憾ナカラシメントスル次第アリマス、次ニ東洋拓殖債券ノ發行限度ハ、拂込資本額ノ十倍、即チ三億五千万圓デアリマス所、現ニ二億四千餘万圓ノ債券ヲ發行シテ居リ、餘力ハ約一億圓ニ過ギナクナッタノデアリマス、然ルニ同社ノ業務ハ前述ノ通り最近飛躍的進展ヲ示シ、更ニ今後朝鮮、満洲竝ニ北支那方面ニ於テ、同社ノ企業經營ニ俟ツベキモノガ極メテ多ク、隨テ資金ノ調達ハ最モ急務トスル所デアリマスノデ、之ニ對處スル爲メ債券ノ發行限度ヲ十五倍ニ擴張セントスルノデアリマス、尙ホ此機會ニ於テ、營業地域ニ關スル規定其他のノ規定ニ付テ、若干ノ修正削除ヲモ爲サントスル次第デアリマス、何卒宜シク御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ希望致シマス（拍手）

ノ増産國策ト王子製紙ノ不當濫伐問題デア  
リマス、第二ハ、自治制ヲ擴大シテ樺太ニ  
モ府縣制ヲ施行シ、府縣會議員、代議士ヲ  
出スヤウニ制度ヲ變ヘル意思ハナイカト云  
フ問題デアリマス、第三ハ、樺太居住ノ青  
少年ノ爲ニ高等専門學校ヲ新設スル意思ハ  
ナイカト云フコトデアリマス、第四ハ、  
境警備ノ缺陷ヲドウスルカト云フ問題デゴ  
ザイマス

「バルブ」ノ問題ハ、商工省ノ政府委員ノ方ガ居ラレマシタナラバ、御答辯ヲ願ヒタセト思フノデアリマスガ、若シ居ラレマセヌナラバ、適當ナ機會ニ是非御答辯ヲ聞カセテ戴キタイト思ツテ居リマス、是ハ最近聞込ンダコトデゴザイマスガ、樺太ノ製紙ノ原料デアル「バルブ」ノ伐採權ヲ、包括的ニ王子製紙ニ許シテ居ルノデアリマス、所ガ王子製紙ハ其包括的ニ許サレマシタ伐採權ヲ濫用致シマシテ、國有林ヲ不當ニ濫伐シタ所ノ事實ガ擧リマシテ、ゴタ／＼ガ生ジテ居ツクコトヲ私共知ツテ居リマス、一方ニ於キマシテ、政府ハ人絹工業其他「バルブ」ノ増産國策ヲ樹立シテ居ル、然ルニ樺太ニ限リマシテ、單ナル一營利會社デアリマル所ノ王子製紙ニ、樺太全般ノ「バルブ」ノ伐採權ヲ與ヘテ居リマスルガ爲ニ、王子製紙ハ不當ニ之ヲ濫伐致シマシテ、最近デヘ樺太ノ「バルブ」ト云フモノガ段々減ツテ來テ居リマス、王子ハ最近デヘ満洲ノ方ニ進出シテ、其「バルブ」ノ原料ヲ求メテ居ルト云フ狀態デアリマシテ、樺太ノ内地ニ於キマシテハ、全ク禿山ニナッ

テ居る状態デゴザイマス、是ハ政府ガ斯様ナ邊鄙ナ、北ノ方ノ外地ニ對シマシテノ注意ガ、非常ニ足ラナイカラダラウト私ハ思フノデアリマスルガ、少クモ今度ノ案ニ聯關シテ出テ居リマスル東洋拓殖株式會社ノヤウナ、樺太產業開發會社ノヤウナ國策會社ヲ作リマシテ、サウシテ「バルブ」ナラ「バルブ」ト云フモノニ對シテノ一定ノ増産計畫ヲ立て、更ニ王子製紙ガ「バルブ」ガ必要デアルナラバ、相當ノ價格ヲ以テ之ニ拂下ゲルト云フヤウナコトニシナケレバナラヌノデアリマス、斯様ナコトヲ致シマセヌカラ、此北ノ方ノ目立クナイ處ニ於キマシテ、東洋一ノ製紙會社デアリマス王子製紙ガ盜伐ラシテ、官有林ヲ盜ンデ伐ツテ、自分ノ方ノ營利ニ供シテ居ルト云フヤウナ、不都合ナ問題ガ起ツテ居リマス之ニ對シマシテ商工省竝ニ拓務省ハ一體何ト考ヘテ居ラレマスカ、此點ヲ私ハ第一ニ御伺シテ置キタインデアリマス

要デアリ、又地元ニ於キマシテ府縣會議員ノ如キモノガ必要ナノデアリマス、然ルニ長イ間樺太ハ放ツラカサレテ居リマシテ、未ダニ左様ナ民意暢達ノ機關ガナインデアリマス、私ハ此際、先般ノ本議院ニ區裁判所ヲ尻取ニ置クト云フ案ガ司法省カラ出マシタ、區裁判所ヲ尻取ニ置クト云フ位ニ、樺太ニ於キマシテハ人口モ殖エ、司法事務モ殖エタノデアリマス、然ラバ政治上ノ民意暢達ノ機關デアリマス府縣會議員ナリ、或ハ衆議院議員ノ選舉法ヲ、アチラニ延スト云フコトガ必要デアラウト思ヒマスガ、是等ニ對シマシテ内務省ナリ拓務省方面ヘ何ト御考ニナッテ居リマスカ、是ガ第二デアリマス

第三ハ、先般ノ議會ニ沖繩縣カラモ建議案ガ出テ居ツタノデアリマス、沖繩縣ニ高等専門學校ヲ作ツテ貰ヒタ、イト云フ建議案デアッテ、此建議案ハ可決サレマシタガ、未ダニ實行サレテ居リマセヌ、樺太モ同様デアリマシテ、樺太ニ住ンデ居リマス子供ガ高等専門ノ教育ヲ受ケル爲ニハ、ドウシテモ北海道カ、東京へ出テ來ネバナリマセヌ、然ルニ東京ニ於キマシテノ最近ノ學生ノ傾向ハドウデアルカト云フト、數日前ノ新聞ニ出テ居リマシタヤウニ、兎角東京デ學校ニヤリマスト、色々ナ遊ブ機關ノ方ガ多イノデアリマス、折角一方ニ於キマシテ政府ハ樺太ニ移住獎勵、移民ノ獎勵ヲシテ居リナガラモノハ、全然設ケマセヌガ爲ニ、又再ビ東京ニ子供ヲ送ラネバナラヌト云フ狀態デア



